

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsよりご質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:[機構外・質問受付窓口]コンサルタント等契約10月導入施策について (<https://forms.office.com/r/T1KWRtzbH>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には
それ以外

下表の「関連施策」は以下項目ごとにまとめています。

1.特記仕様書の標準化	5.上限額の本格導入	9.部分払いの促進	13.コンサルタント等契約の公示にかかる応募受付の変更
2.技術評価・業務実施上の条件	6.相談窓口の設置／調達改革全般	10.最も安価な航空券の使用	14.メリハリのある技術評価方法の導入
3.格付認定・格付基準	7.契約管理ガイドライン	11.本邦研修・招へい契約標準化	
4.QCBSランクサム化	8.経理処理ガイドライン	12.第三者抽出検査廃止に伴う変更	

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
1.特記仕様書の標準化	01企画・提案を求める水準	1-01-1	準備調査等の企画競争説明書における特記仕様書では、該当するボックスにJICA側でチェックを入れる形式になつたと存ります。これまで、特記仕様書に記載されている項目はすべてプロポーザルの中に記載し、JICAの実施方針や留意事項を踏まえた業務内容の提案を行っておりましたが、今回の標準化により細かい記述が削除されたことを、すべてを記載する分量制限内にあさる事が困難と感じております。準備調査等の詳細指示型の特記仕様書を採用している案件において、プロポーザルの第2回における記載分量制限が少なすぎるのでないでしょうか。或いは、プロポーザルの体裁として、特記仕様書のすべての項目とその対応するような形式としなくても良いのでしょうか。	必ずしも特記仕様書の全ての項目とその内容を網羅的に記載する必要はありません。「プロポーザルで特に具体的な要件を求める内容」への対応を含めて、ご検討された業務の基本方針、実施するために用いようとしている方法や手法などについて、指定の分量内で記載をお願いいたします。	/
1.特記仕様書の標準化	02業務の目的	1-02-1	特記仕様書の標準化、簡素化の方向性は良いが、業務の実施方法について簡素化いただくのはよいが、特に調査業務について、何を目的として、何を知りたくて調査するのかわからない業務があります。	特記仕様書の標準化・簡素化で、業務の目的は、スキーム共通の記載としてあります。協力化今までに整えたな形は、協力準備調査、技力での、業務の目的が明確に決まっているものであり、そのような決まっているものは業務の目的は、スキーム共通の記載としてあります。	/
1.特記仕様書の標準化	03業務の背景(案件情報)	1-03-1	今後、技術協力プロジェクト等の企画競争説明書には「企画概要表」が添付されるとしております。「企画概要表」には「日本側投入」として専門家の担当分野が記載されていることが多いと思われますが、制度改革後は、各項目概要記載される「日本側投入」を参考に、応札者が業務従事者の担当分野を検討し提案する、という理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	01プロポーザル評価の視点	2-01-2	「要員計画／作業計画等」の配点が従来より大幅に増加していますが、具体的に評価の視点はどう変わりますか？	プロポーザル作成ガイドラインに各項目の評価基準について記載されていますので、ご確認ください。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	01プロポーザル評価の視点	2-01-3	1章のバックアップ体制で、安全管理を担当する人は、組織の管理職である方が望ましいでしょうか。(管理職でない場合、得意に差がつますでしょうか)	評価の視点は特に変更はありません。今回、業務主任者(業務管理グループを含む)以外の業務従事者の評価「要員計画」で評価するようにしましたが、従来よりも評価の視点で、業務従事者の配置、担当分野、格付けの構成、業務実施上重要な専門性の確保について評価するようにしております。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	01プロポーザル評価の視点	2-01-4	廻札時に実施するプレゼンテーションに関して、評価点配点表の「業務主任者等としての経験」の中で評価されると理解しておりますが、具体的にどのような配点となりますでしょうか？以前は企画競争説明書に配点が明示されていましたが、最近は記載されないようです。同評価点の組合せ点内、何割程度がプレゼンテーションの評価に充てられるのか等、目安をご教示頂けると幸いです。	「コントラクト等契約におけるプロポーザル作成ガイドラインの別添資料2の「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」によると、安全管理については評価することになっていますが、安全管理の担当者については、安全管理で求めることを明確にしているものではありません。安全管理を担保できる体制であるかに注目して評価しています。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-1	様式4-1(その1)に記載する類似業務は過去10年以内とされているが、10年以前の業務について記載した場合、評価されないのでしょうか？評価される場合は、経過年数に応じて評価が遞減されるのでしょうか？	10年以前の業務については記載いただいても評価致しません。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-2	10年内の意味合いについて、案件開始時は10年よりも前にあっても、契約履行期限が10年以内であれば評価いただけるのでしょうか？	ご理解の通りです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-3	10年前の類似業務案件で記載したいものがある場合、ギリギリ10年超の場合でも、やはりもう完全に評価されないので切ったまちがいという判断をしなければいけない可能性があるということでしょうか？	ご理解の通りです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-4	類似業務の経験について履行終了後10年以内の案件が評価され、履行期限後10年以内の案件は評価されないとの事ですか？1.コントラクト等の法人としての経験能力と、業務従事者足場の経験・能力の両方とも考慮考え方でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-5	プロポーザルガイドラインの10ページにおいて、サ)業務等從事歴が様式4-5(その1)だけでは記載しきれない場合で、は模式4-5(その2)に記載してください(上限10点)。とあり、これまで件数の上限規定はなかったと思うが、どのように範囲で10件が上限と規定されたのかご教示いただけますでしょうか？	プロポーザル作成及び評価の合理化、簡素化の観点から上限を設けました。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-7	<上記2-02-6_1の回答への更問> 別添資料2に記載の通り類似業務の経験も業務主任者の経験も「3件程度で70%の評価」を基準とされているため、類似業務は「様式4-5(その3)」で「3件で70%の評価」である。 一方、業務主任者の経験も同じく3件で70%の評価であるが、評価のそれぞれの加重要素を勘案すると10件の方はお示ししたる後先順位と考えてよいのでしょうか、とお伺ひしたものでした。	ご理解ありがとうございます。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-8	<上記2-02-7_2の回答への更問> 様式4-5(その3)に記載いたくしたくは、上記の10件に含めるか含めないかのご判断はお任せします。 (現状、含まない応募者と含めない応募者があることから、追って整理でき次第、次回のプロポーザル作成ガイドラインの修正に反映させていただきます。)	現状では上記2-02-6_2の回答に基づき、各社にて適宜ご判断、ご記載いただければ結構です。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-9	「業務主任者/OOO、副業務主任者/OOOの部分には同じ担当業務を入れなくて良いという認識でよろしいでしょうか。またその場合、類似業務の経験については企画競争説明書の配点表に則って配点されるということで間違いないでしょうか？」	業務主任者、副業務主任者は同じ担当業務でも、別の担当業務でも結構です。ご提案いただいた分野に基づき、類似業務経験を評価いたします。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-11	プロポーザルガイドラインP10 様式4-5(その3)「特記すべき類似業務の経験」について。	担当業務で業務主任者/OOO/△△とした場合においても、業務主任者/OOO/△△と同様、様式4-5(その3)は最大3件で提出をお願いします。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-16	2.プロポーザル作成ガイドライン(p.2)の類似業務の経験について。 様式4-1(その1)及び様式4-1(その2)では過去10年以内の類似業務/プロポーザル提出日から過去10年内に終了した案件が対象となるありますが、複数期間に分けての継続契約案件について、詳しく教えていただけますでしょうか。 1期が終了し、2期が継続する場合は、様式4-1(その1)及び(その2)に類似案件として1期を記載した場合、終了案件として、評価していただけますでしょうか？	上記2-02-12において回答済のとおり、評価対象は原則としては実施済案件になりますが、実施中案件においては、記載の有無かわからず個別案件ごとに閑連性の程度等について勘案し評価する旨が記載されています。 よって、1つの案件において期分けを行った場合で、最後の期の活動の履行期限以前の段階は、実施中案件と考えられます。1期が終了し、同様に実施中の場合はも同様先行する情報収集・確認調査についても、履歴期間終了以後の場合においても同様に実施中の案件と考えられます。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-17	<上記2-02-16回答への更問> 1.複数期に分けての継続契約案件の場合、最後の期が終了しなければ実施済み案件とはならない旨のご回答をいたしましたが、当該案件については、各期ごとに契約が分かれたり、実績評価も周期終了時に行われております。	なお、「どの程度準備するか」という点につきましては、個別案件ごとに閑連性の程度等について勘案し評価に反映するか否かについて判断しますので、案件ごとに異なってきます。 (注)実施済案件については、履行期限終了済の案件と考えています。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-18	<上記2-02-17回答への更問> 質問1:「様式4-1(その1)及び様式4-5(その2)に記載する類似業務の件数」は、密接な関係がある複数の案件をまとめて1案件とすることが可能、とのことですが、様式4-5(その3)も同様に複数案件を1案件に纏めることが可能、との理解で宜しいでしょうか。	1.(1)複数期がある案件は契約単位とし、業務完了確認検査を了している案件(契約)を評価対象とします。 1.(2)実績評価結果を得ている案件は、履行期限前であっても、実施済み案件とみなします。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-19	<上記2-02-18回答への更問> 質問2:「様式4-5(その3)に記載する「業務従事期間」は、様式4-5(その2)に記載する「従事期間」と同じ内容(プロポーザル契約期間内のうち、実際に稼働を始めた月～稼働が終わった月の合計月数)について、月数は両端に入りにより7か月」「13か月」など整数で示せばよいのでしょうか。それとも、小数点第1位まで示す必要があるでしょうか。小数点第1位まで示す場合には、端数の計算方法をご教示ください(例えは、期間全体日数を30で割るなど)。	2.原則は実施済を重きにおいて判断します。実施中については特段の事由があれば、勘案するか否か委員会にて協議の上、対応します。 「業務従事期間」については、整数であっても少数であっても問題ありません。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
2.技術評価・業務実施上の条件	13 証明書の添付	2-13-1	認定や資格の証明書コピーについて、コピーの添付が必要なものをお改めてリストアップしていただきたい。 (ISO9000シリーズ認定証、ワークライブラリスに関するもの1点、外国籍人材の日本語資格が必要との理解でよいか?)また、ワークライブラリス(プロポーザルの別添資料13)に関して、最も高い加点となる認定証のみ添付とあるが、資料の表に示された認定の中のどのように点数に違いがあるのか。	第1章 法人としての経験、能力に関連する認定書等は写しの添付をお願いします。 第3章の評価対象業務従事者の評価に関する語学の認定書や他資格等の認定書等は不要です。 ワークライブラリスについては、別添資料13に記載の通り「WLB 関連の評価基準について条件を満たしている場合、一律 1 点を枠内にて評価します。」	/
2.技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-2	業務従事者の資格等の添付は語学以外でも不要という点について、単独型でも、同様にて証明書等の添付不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-3	単独型でも、証明書等の添付は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです	/
2.技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-8	コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))の応募について、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」によると、P.39の「別添資料11」の中に以下の記載がございます。 3.業務従事者にかかる制限等 (2)業務期間重複案件への同一業務従事者による複数応募の特例 2)複数プロポーザルの提出期限が同日である複数の案件に、同一の業務従事者を配置して応募することは、複数の案件で優先契約交渉権者となる可能性が出てくるため、認められません。 この度、昨日公示になりました、2つに弊社では同一業務従事者が応募を検討しています。両案件とも、同日がプロポーザルの提出期限です。 他方、現地業務期間は重複ではありません。 国内業務は、A国渡航後の整理業務(5日間)とB国渡航前の準備業務(5日間)が6月上旬～7月上旬で実施することになりますため、時期は重なるものの、この2つ以外の従事案件もないので、両案件5日間ずつ、計10日間の業務をその時期で実施する可能性で、調整可能な範囲と考えております。 上記件に関して、「業務期間重複案件」ではないと見て、どちらにも応募可能でしょうか? そもそも、国内業務期間が多少異なるため、調整は可能で計10日の確保はできますか?、両方への応募は不可でしょうか?	プロポーザルガイドラインP40の次の記載とおりです。 「簡易プロポーザルの提出期限が同日である複数の案件に、同一の業務従事者を配置して応募することは、複数の案件で優先契約交渉権者となる可能性が出てくるため、認められません。」	/
2.技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-9	様式6・競争参加資格審査申請書の取り扱いについて。 新規単独型にかかる簡単プロポーザルの提出に際しては、本様式の提出は不要でしょうか。	様式6は個人コンサルタントの場合は必要です。 「対象外」とはプロポーザルの分量(ページ数)のカウント対象外の意味です。 なお、様式6は個人の場合は不要です。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-10	P29の別添資料「業務実施契約(単独型)におけるプロポーザルに記載する事項と分量」の〇業務実施契約について質問です。 以前のガイドライン(2023年10月)には、「1 コンサルタント等の法人としての経験、能力」には、「(3)その他参考となる情報」がありましたが、2024年4月版に記載がなくなりました。(3)その他参考となる情報は評価対象外でありますか? 今後作成しないこととの理解でよろしいでしょうか?	ご理解の通りです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-11	様式2-3(「業務期間が重複して応募する案件について」)は、簡易プロポーザル案件に複数件応募する場合に必要となるものでしょうか? 簡易プロポーザルではなく、かつ複数の案件に応募されても契約交渉順位が1位となった場合、いずれかを辞退するのではなくすべて実施する場合には不要でしょうか?	ご理解のとおりです。単独型ではない業務実施契約の複数応募に対しては提出不要です。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-12	単独型案件プロポーザルを提出予定ですが、ガイドライン記載に伴う書類方について2件お尋ねします。 1)様式4-5における外國語の書き方についてですが、例えば、以下のように記載すればよいのでしょうか? 外國語 取得資格(取得年月)/自己申告(ステータス)の記載対象範囲●(2)以上による業務経験 英語: TOEIC 960点(2014年7月)、S級、評議会対象語(英語)での3年以上の業務経験あり スペイン語 DELE B2(2008年1月)、評議会対象語(西語)での3年以上の業務経験あり	1)ご記載のとおりで問題ありません。 2)単独型も業務実施と同様に10件を上限とされています。「最近 10 年間の業務経験にプライオリティをおいて評価する」の記載はわかりづらい表現になっていますので、ガイドラインの次回改定時に修正します。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-13	単独型案件において、技術評価の最高点を得た応募者が複数いた場合(同点であった場合)、価格点をつける場合があるそですが、どのように価格点は決まるのでしょうか? また、単独型案件の価格評価について公示資料やガイドラインでの記載が見つけられなかったのですが、どこに記載はありますでしょうか?	単独型においてご照会のケースが生じた場合は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「別添4 価格点の算出方法(QBS)」に準じて価格点を加点します。次回改定時に単独型も適用となる旨追記するようになります。	●
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-1	全省庁統一入札情報に閲覧してご確認いただく、ご連絡いたしました。 弊社のパートナー企業でもあり、貴機構のコンサルティング業務に応札を考えている会社(以下、A社とする)が2024年4月1日にB社と経営合併し、新会社が設立されるそうです。 A社は、弊社が運営する「全省庁統一入札資格を有しています」 同時に法人登録が完了したところ、全省庁統一入札資格の申請(平てでも10月中旬以降に申請)を行う予定なのですが、認証が5月GW明けになる可能性が高いようです。 つまり、4月以降「弊社がA社と共に同一企業体を組んで応札する場合は、新会社(A社)の全省庁統一入札資格の認定が間に合いません」。	応募可能です。応募書類は新会社での資格を申請中である旨を付し、新会社の情報(商号・住所・法人番号・代表者名)を記載いただき、 認証書類として新会社の登記簿(写)を提出ください。契約締結までに新規書類をご提出ください。 なお、A社とJICAにて実施中の契約がある場合は、団体情報の変更手続きも必要ですので、以下にご参照ください。 https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-2	説明会が行われました、「資本関係又は人の関係における競争参加資格の制限導入」に関して質問させてください。 説明会では、様式7に記入する対象は、JICAコンサルタント事務所に実際に応募しなくとも、参加資格がある場合はすべて対象となるとの説明があったと思います。法人の場合はそれでは問題ないのですが、個人の参加資格は、プロポーザル作成ガイドラインの3(7)に、① 日本人に居住していること、② 税金の未納がないこと、③ 所属先がある場合は、所属先の同意を得てること、④ 日本国の国籍を有すること、と定められていて、これでは役員のほとんどが対象となります。	1.個人の参加資格とは、プロポーザル作成ガイドラインP36に記載の通り、「法人格を持たない個人の資格で競争に参加する方」を指しますので法人格をお持ちである役員は該当いたしません。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-3	また、様式7の別紙「記入上の注意事項」には、人の関係に関しては、「オ 一方が個人事業者である場合は、その個人事業主」と記されています。 様式7の2「該当項目b)に掲げる人の関係のある他の競争参加資格者」に記載すべき対象は、 ① ガイドラインに從い、応募資格のある役員個人をすべて記載する ② 役員のうち、個人事業主のみを記載するの、どちらになるのでしょうか。 また、②の場合、個人事業主の定義は何でしょうか。税務署に開業届を出している者、ということでお問い合わせ下さい。	2.①の「応募資格のある役員個人をすべて記載する」となりますが、ここでいう「役員」は様式7のア~ホに該当する「役員等」となり、他の社の役員等を兼任しているもしくは個人事業主である場合に該当する方となります。 また、個人事業主については、ご理解の通りです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-4	<上記2-15-2への更問> ①の回答をいたしましたが、法人の役員であっても「個人の資格で競争に参加する」可能性があるので、役員のほとんどが対象になってしまうと考えました。いたいた回答によりますと、法人の役員は「個人の資格で競争に参加する」ことはないでないといふことでしょうか。	①法人の役員は法人の役員として参加することも、「個人の資格で競争に参加する」ことも制度上可能です。 法人に役員として参加された場合は法人として、個人の資格で競争に参加された場合は個人として、競争参加資格を確認させていただきます。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-5	②様式7の「2 該当項目b)に掲げる人の関係のある他の競争参加資格者」に記載すべき対象の回答につましても、税務署に開業届を出していくにも、税務の問題は別にして、個人の資格で競争に参加することは可能と考えています。プロポーザル作成ガイドライン3(7)にはそのような記載はありません。また小規模な副業や単発の事業では開業届を出さずに、確定申告だけでは済ますケースはあると思います。	②プロポーザル作成ガイドラインでは、個人の場合は、個人事業主であるか否かは個人の資格に含まれませんので、制限されず競争参加することが可能です。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-6	一つ目の質問で、法人の役員は「個人の資格で競争に参加する」ことはないでないといふことであれば様式7の記載上は問題ないのですが、一般論として、税務署へ開業届を出していく個人は、個人事業主でないで、個人の資格での競争参加はできない、ということなのでしょうか。	補強団員については、提案の段階でJICAでは補強の確認はできませんので、補強は、競争参加制限の対象外とします。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-7	<上記2-15-1への更問> 以前、技術提案書提出時に「全省庁統一入札資格(番号)」が開いて合わない場合は、 【確認記録】として新会社の登記簿(写)を提出下さい」とご連絡を頂きました。 登記簿についても、間に合わない可能性が高く、ただ、技術提案書提出日の翌週には入手・貴機構に送付できる場合においては、技術提案書に【全省庁統一入札資格番号】の更新請求手続書をX月X日には貴機構に送付予定」と記載し、承認するということも問題ないでしょうか。	ご記載の通り構いません。 取り付け次第提出をお願いします。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-8	<上記2-15-6への更問> 人の関係について、プロポーザル作成ガイドライン別添資料12の1.(2)(3)b)では、「親会社・子会社と同様的な人間関係がある者が、会社等の役員又は管財人を規定されており、「会社等」役員」「管財人」の定義が明記されています。 また、様式7の別紙のⅡの※3では、「役員等」の定義が明記されています。 そのため、一般財團法人の役員等は該当する者は、これらの対象にならないと考えますが、ガイドラインのどのように解釈すればよいかご教示ください。	一般財團法人の場合は、プロポーザル作成ガイドライン別添資料12.1.(2).3(c)に該当します。 c)その他競争の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の競争に参加している場合、その上記a)又はb)と同梶する資本関係又は人間関係があると認められる場合。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-9	各案件毎の入札指示書では、5.競争参加資格(3)共同企業体の構成員(者を除く。)については、「なお、共同企業体の構成員(者を除く。)については、上記(1)の(2)種類の資格要件に規定する競争参加資格の資格を有していません」とあり、実際に共同企業体構成員として、日本登記法人以外の会社が応札することも可能と存じます。 したがって、様式7に記載する他の競争参加資格者には、(構成の資格要件)の(2)を満たさない、海外の会社についても対象といふ理解でよろしいでしょうか。 また、様式7は構成員ごとに作成・提出とのことですが、上記入札指示書の記載と矛盾するのではないかでどうか。	はい、海外の会社についても、様式7に記載する他の競争参加資格者の対象となります。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-10	<上記2-15-4への更問> 「補強的要員については、提案段階でJICAでは補強の確認はできませんので、補強は、競争参加制限の対象外とします。」とありますが、提案段階で確認ができないのは業務実施プロポーザルの場合かと思います。一方、単独型プロポーザルで個人コンサルタントを補強として配置することは認められていますが、この場合、補強であることの確認ができます。	1. 必要です。 2. 無効です。 3. 不要です。 4. 上記3が不要なので無効にはなりません。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-12	単独型プロポーザルを配置する場合 1. 配置する方法として、様式7は添付が必要でしょうか。 2. 必要だった場合で添付していかなかったら簡易プロポーザルが無効となる理解でよろしいでしょうか。 3. 配置される個人コンサルタントは、競争参加資格審査申請書の提出は必要でしょうか。 4. 申請書により資格有無を確認していくかった場合、簡易プロポーザルが無効となる理解でよろしいでしょうか。	はい、令和7・8・9年度の資格については2025年度第1四半期を経過措置期間として設ける予定です。ただし、随時審査は取得時期が読みないことがあるので、定期審査での資格取得を推奨します。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-13	会員登録一括更新の時期ですが、以下のような3年前と同様の措置は採られますでしょうか。 「2022年4月1日～2022年6月30までの期間を経過措置期間と位置づけ、当該期間中の公表・公示案件では、令和4・0・3年まで会員登録一括更新にて代替できるものとします」った場合、簡易プロポーザルは無効となる理解でよろしいでしょうか。	はい。ご提示いただいた通りに記載いただくことで構いません。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-14	プロポーザル作成ガイドライン(様式7)資本的関係又は人の関係に関する申告書について、弊社には親会社・子会社のどちらが複数あるものか、そちらは競争参加資格を有しているか?業務実施型(単独型)のプロポーザルでは、様式7の提出が必須となっていることから、様式7の提出には親会社・子会社関係にある会社があるものの競争参加資格を有していない旨を記載すればよろしいでしょうか。	いいえ、公益財団法人、公益社団法人を含め、法人の形態として公益法人該当する法人は、様式7を記入し、提出してください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-15	<上記2-15-2への更問> 説明会では、様式7に記載する事項は、JICAコンサルタント事業に実際に応募しなくとも、参加資格がある場合はすべて対象となる、との説明があつたとのことです。	ご照会の件について、個々のJICA案件への競争参加意思を都度確認する必要はありませんが、同一案件に人の関係のある社と貴社がプロポーザル等を提出された場合は両者失格となりますので、ご注意ください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-17	コンサルタント等契約における資本的関係又は人の関係に関する競争参加資格の制限導入について、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン別添資料1(2)①(2)ib) ①の「、その他の業務を遂行する者である」に「かつ」という記述を削除するにあたります。一般財団法人及び一般社団法人の人への関係として申告が必要な箇所を記載してください。	想定している団体は、法人の形態として公益法人に分類される団体です。(例:公益財団法人、公益社団法人、NPO法人、宗教法人、学校法人)	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-18	<上記2-15-14への更問> 「公益財団法人、公益社団法人を含め、法人の形態として公益法人に該当する法人は、様式7を記入し、提出してください。」とのことです。自社の法人が公益法人等、法的格を有する団体の理事を兼任する場合は、一般財団法人及び一般社団法人への団体であつても人の関係を記載するとして申告書の記載が必要です。	はい。申請書へ記載してください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-19	様式7「資本的関係又は人の関係に関する申告書」につきお伺いいたします。 様式7においては、1)該当項目a)に掲げる資本的関係のある他の競争参加資格者、2)該当項目b)に掲げる人の関係のある他の競争参加資格者、についてそれなりにアッパーすることが求められていますが、ここに記載する的是下記①のいずれの者(企業)が想定されているか、ご教示ください。 ①該当項目a)、b)の関係にあるすべての者(企業)の中で、プロポーザル作成ガイドライン別添12に記載されている消極的資格制限を受けない企業(企業) ②該当項目a)、b)の関係にあるすべての企業の中で、プロポーザル作成ガイドライン別添12に記載されている積極的資格要件(全省統一資格)を有する者(企業)	①該当項目a)、b)の関係にあるすべての者(企業)の中で、プロポーザル作成ガイドライン別添12に記載されている消極的資格制限を受けない企業(企業)を想定しています。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-20	<上記2-15-19への更問><上記2-15-13への更問> 一方、貴重機ウエブサイトで公開されている質問番号2-15-13には、競争参加資格を持ついない関連会社については「JICA会社・子会会社のある社があるものの競争参加資格を有していない旨を記載して提出すればよい」と書かれています。上記2-15-19の質問に答えていただきました。	失礼致しました。改めて以下の整理とし、回答致します。 全省統一資格の有無に関わらず、様式7の内容に沿って記載してください。グループ企業が多い場合は、別途リスト化した形式でも構いません。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-21	プロポーザル作成ガイドラインの別添資料12企画競争説明書／入札説明書の共通事項、1.競争参加資格、(2)積極的資格要件、3)資本的関係又は人の関係(、別添資料1(2)①(2)iv)に記載されている他の競争参加資格者を遂行する者であつて、1)かつ2)まで掲げる者に該当する者である旨を記載して提出すればよいと書かれています。上記(1)の(2)積極的資格要件に規定する競争参加資格基準を設めませんとあるので、公募が成り立つて応札ができるところから、上記(1)の(2)積極的資格要件を設めないと判断する場合、各社の判断基準で、自己存続性といふことをどうぞ。	記載のとおり一般的に「その他業務を遂行する者」か否か各社にてご判断ください。 個別事例で必要であれば別途ご相談ください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-22	弊社および弊社グループ開発会社の役員の異動が総会で決定されましたが、登記の変更、およびJICAへの会社情報の変更登録はいたしかねなります。これらの変更手続の完了後にプロポーザルを提出する場合、様式7に記載する情報は、会員登録での新しい決定内容に則るのか、もしくは変更が完了するまでは、以前の役員情報に則るのか、どちらになりますでしょうか。	①総会での新しい決定内容に則り、様式7をご作成ください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	17ワークライフバランス推進	2-17-1	プロポーザル作成ガイドライン(2023年10月版)にて追加された別添資料13について。 ③(2)の行動計画策定の従業員周知について、「社内イントラネットで従業員へ周知した日がわかる画面」との説明がございますが、これは社内従業員に対する周知一斉メールの「メール送信画面」でも要件を満たしていますでしょうか。 (別添資料13: ワーカーライフバランスを推進する企業に対する技術評価点の明確化)	ご理解のとおりです。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-3	様式4-3 要員計算の比較が変更・現地と国内業務で分けないになりましたが、弊社としては旅費積算の簡便性から現地と国内に分けた様式で引き使用しております。現地と国内を分けた旧様式でプロポーザルを提出した場合、減点されるリスクはありますでしょうか?また、新様式の使用を今後社内で促進していくため、新様式を選択された理由と、新様式のメリットをご説明いただけますでしょうか?	各社が異なる様式を任意で用いるようなことがありますと混乱が生じる可能性がありますので、新様式をお使いください。現時点では旧様式を用いた場合の減点については定めていませんが、新様式の使用徹底がなされない場合は、今後減点を検討する可能性があります。 今回、様式を変更した理由と致しましては、従来は現地人月と国内人月を分けて要員計算を作成いただき、それに基づき管理していましたが、現地人月と国内人月の振替は、従事者裁量であることから、JICAとしては総人月のみ管理することとし、それに合わせて様式を変更したものです。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-5	要員計算(様式4-3)の記載方法について質問です。 プロポーザル作成ガイドラインP5には、「要員計算の記載方法は、各要員の配置期間を実線で表示してください。」とあります。株式会社AとBと、黒線で繋ぐ記載はございませんが、どの業務從事期をどのように記載方法等を工夫してもよろしいでしょうか?また、記載の範囲はどの程度ですか?	簡素化のため、2023年10月より業務場所の区別なく黒の実線での記載をお願いしております。準備業務の配分等は作業計画でのご提案・ご説明をお願いします。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-6	コンサルタント等契約における、業務種別への考え方について、どういう業務内容である場合には、どの業務種別で、どの契約形態で「業務実施」か「業務実施単型」で公表される、と考えては良いのか、についてお尋ねです。 例えば直近2024年6月12付の、コンサルタント等契約調達予定案件情報ファイルに記載されていた後述の案件を例にして、特に知りたい分類の違いについて、以下に質問項目を書きます。	業務実施契約と業務実施契約(単独型)の違いについては、以下「コンサルタント等契約の概要及び手続きをご参照ください。 https://www.jica.go.jp/about/announce/beginner/application/consultant/index.html	●
2. 技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-7	Q1) A1とA2はどちらも業務種別は同じですが、調達件名に「ドバイアーバー業務」が入っているか否かが違います。 この違いは何でしょうか?業務内容がアドバイザー業務か否かでどうしますか? Q2) A2とA3はどちらも調達件名に「ドバイアーバー業務」が入っています。 しかし業務種別が違っていて、前者は「技術協力プロジェクト」後者は「技術協力個別案件」です。この2つの違い、「個別案件」という意味は何でしょうか?これは「単独型」といふことは、まだどう理解しておりますか?	業務実施契約と業務実施契約(単独型)の違いについては、以下「コンサルタント等契約の概要及び手続きをご参照ください。 https://www.jica.go.jp/about/announce/beginner/application/consultant/index.html	
2. 技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-8	Q3) A3とA2の違いは何でしょうか?業務内容によっては3つに分りますが、B1になつたのはなぜですか?それとも、業務内容は同じようなものかも、A3になつたりB1になつたりしているのでしょうか? この契約形態が違うと、もう少し例えば、プロポーザルで出さべき書類や、直接経費の扱いが変わってくると理解しております。 A)コンサルタント等契約(業務実施) A)調達件名:東アフリカ国連開拓管理のための地理作成能力向上プロジェクト 業務実施・業務実施契約・事業実施・支援業務実施技術協力プロジェクト A2)調達件名:パキスタン国技術教育アドバイザーベース 業務種別:業務実施契約・【事業実施・支援業務】技術協力プロジェクト A3)調達件名:ボリビア国緑化ドバイアーバー業務 業務種別:業務実施契約・【業務実施】技術協力個別案件 B)コンサルタント等契約(業務実施) B1)調達件名:国際開拓能形成アドバイザーベース 業務種別:業務実施契約(単独型) -専門業務務	また、実施種別である「技術協力プロジェクト」と「個別案件」の違いは以下のとおりです。 「技術協力プロジェクト」の定義は「一定の成果を一定の期間内に達成することを目的として、予め合意された協力計画に基づき、専門家の派遣、研修員の導入、機材の供与等を一体的に実施・運営する技術協力事業」であり、この定義に合致しないものを「個別案件」と称します。 なお、プレ公示中の「バングラデッシュ国技術教育アドバイザーベース」については、個別案件に変更する予定です。	
2. 技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-7	「様式1-1その3コンプライアンス体制について、共同企業体を結成する場合は代表者のみの提出(6)構成員について確認でよいと理解しておりますが、代表者のみで構成する場合は代表者のみの記載となります。構成員が何らかの組み込みを示すと加算となりますでしょうか?」	ガイドラインに記載のとおり、内容により加点の対象となりますので、適宜ご判断ください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-8	プロポーザル作成ガイドライン(2024年10月版)注記欄「様式4-5(その2)の注釈4、5について、FAQ 2-12-12と整理が異なるよう思いました。FAQでは、「プロジェクト契約期間中のうち、実際に稼働を始めた月-稼働が終った月の合計月数を記載すればよい」と回答をでています。例えば契約期間が2022.4-2023.3(12ヶ月)の場合は、「事業期間」は「2022年4月から11月分」、「現地事業参加期間」は「2022年5月から9.0ヶ月」と記載する。ただし、「現地事業参加期間」のほうは、上記のとおり実際に稼働を始めた月-稼働が終わる月の合計月数ではなくて、今回の注釈のように実際の稼働月数等を具体的に記載してもよく、適していると判断できる月で記載すればよいと認識していました。 現状では業務從事月報でも国内と現地を分けで報告していないか、この様式だけは本当に注釈4、5のような具体的な従事年月・渡航回数まで示す必要があるのでしょうか?	に指摘の注釈4、5については、FAQの2-12-13に回答しているように細かく記載いただきても、そうでなくともどちらも構いません。記載しやすい記載方法でお願いします。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	19適用範囲	2-19-1	現在プレ公示されている案件はいずれも10月以降公示予定ですが、業務主任者以外の担当業務も評価対象となつているものございます。 これらの案件は必ずしも全てが新しい評価制度が適用されるという訳ではないのでしょうか?	公示の時点で新制度対応となります。 公示について、本日(9月29日)の外部向け説明後に、新制度対応で提示させていただきます。 なお、プレ公示は暫定なものであり、正式には公示段階で示させていただいている内容が正となります。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	19適用範囲	2-19-2	適用範囲は以下の理解でよいでしょうか。 (1)コンサルタント等契約における技術評価方法、業務実施上の条件の提示の見直し 従来型企画競争案件(企賃費算賃契約)、QCBS、一般競争入札すべて (ただし、変更後の評価項目(P15)の2.(2)の要員計画・作業計画についてはQCBSと一般競争入札は「要員計画」無し)。	ご理解の通りです。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
7.契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-5	上記7-01-1、7-01-4への要問> 今回の制度変更以前には、人月の増加(契約総額の範囲内の)の打合せ簿合意をお願いしたもの、後からの報告では認められないものとのことで不可となったものがありました。 今回の変更で合せ薄=ハドルは下がったと考えられます。その時も業務内容的に不可とされたのではなく、事後報告であったという理由で却下となりました。これらも今般の改定で(遡って)流用での手当が可能でしょうか。	事後報告という理由で人月増加の打合せ簿合意が却下されたものについて、10月以降の制度変更後は事前報告は不要となる受注者業務で可となります。その旨記載内容にも徹底いたしました。 「遡って」流用での手当が可能かという質問については、契約総額の範囲内での人月の増は10月より受注者裁量となったことを踏まえ契約金額の範囲内であれば、(遡って)流用可能となります。	/
7.契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-6	要員間の人月振替、下位格付から上位格付への人月振替によって生じた報酬の増額も、契約金額総額の範囲内で認められることは不可でありますか。	ご理解のとおりです。ただし、契約管理ガイドライン(P26)にあるとおり「大項目間(報酬と直接経費)の費用割合が発生する体制を前提としていますので、監督職員が「裁量権の乱用」の蓋然性が高いと判断する場合は、「業務主任者」と協議し、必要に応じ業務従事者の変更を含めて配置計画の見直しを指示します。	/
7.契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-7	2023年10月改定契約管理ガイドラインに関し、質問があります。P15の表右下の欄に ■業務従事者の配置計画の変更(契約金額内の)人月及び渡航の振替、総人月の変更、渡航回数の変更) は受注者の裁量となっています。	10月の制度改訂では、投入管理から成業管理へのシフトを図り、成果を最大限発揮するために受注者が段人月により柔軟に変更できるように受注者の裁量を大幅に増やしていますので、ご理解のとおり、業務従事者の配置計画の変更(契約金額内の)人月及び渡航の振替、総人月の変更、渡航回数の変更)は受注者の裁量になります。現地渡航の変更は、前月の見直しで、翌月の現地渡航予定での報告をお願いします。	/
7.契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-8	ラップサム契約の案件であれば理解できますが、実費精算の案件で受注者の裁量がこれだけ大きいと違和感があります。契約管理ガイドラインのその他の部分や、経理処理ガイドラインも読みましたが、この受注者の裁量を制限するような文面は見当たりませんでした。 現在、弊社が実施中の案件で現地MM、渡航回数の増を検討しているため、お聞きする次第です。業務部、調達・派遺業務部等との合意なしで他費目で余っているお金を使い、現地渡航を増やすして問題ないでしょうか。月報での監督職員への報告のみで問題ないでしょうか。	なお、契約管理ガイドラインp26に記載のとおり、次の場合には事前に監督職員にご確認いただくようお願いいたします。 ①業務主任者(副業務主任者の人月の変更 ②業務期間(報酬と直接経費)の大項目間流用 あわせて、同ページ記載のとおり「裁量権の乱用」の蓋然性が高いと判断される場合は、監督職員が確認の上で、必要に応じ業務従事者の変更を含めて配置計画の見直しを指示します。	/
7.契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-9	規定改定に伴い、業務主任者、副業務主任者以外の団員交代は、受注者の裁量にゆだねられましたが、具体的にはどのような方法にて団員交代をすればよろしいでしょうか。	新規配置は新しい業務従事者が加わることを意味します。詳細は契約管理ガイドラインP27をご参照ください。ご提示の条件下では次のとおりになります。 ①打合簿(3者)の作成をお願いします。 ②業務従事者名簿の提出をお願いします。 ③その付与の業務が可能かを確認する必要があるため、根拠資料の提出をお願いします。	/
7.契約管理ガイドライン	02打合簿対象範囲	7-02-2	受注者裁量による渡航回数の変更にしまして、稼働中の案件については旅費(航空費)の費目開流用は打合簿が必要となることを踏まえますと、渡航回数「増」の場合は旅費(航空費)の契約額の範囲内であれば受注者裁量で可能、との理解でよろしいでしょうか。 WPの受領に打合簿をすべきでしょうか。 既来年の「0号打合簿」難解でも新規開用の中でもWPに記載の明記が無い一方で、新「特記仕様書」難解では、WP提出時期が明記されたので、掲載に留めます。	ワークプランは2者間で合意できれば打合簿は必須ではありません。今後のための記録として残すべき内容があれば、双方合意の上での2者打合簿作成は妨げません。	/
7.契約管理ガイドライン	02打合簿対象範囲	7-02-3	以前のガイドラインでは、各商品品(中間成産物を含む)を提出する際には打合簿を付けて監督職員へ提出を行っていましたが、新ガイドラインの打合簿等は、そのままのサンプル例がないようです。 0号打合簿等に記載した通りの提出時期や部数等特に変更がなければそのまま都度打合簿は不要といった理解で問題ないでしょうか。 もし各商品品を提出時、打合簿が必要であれば打合簿サンプル例の更新も宜しくお願い致します。	ガイドライン上では新・旧とも求められていませんので、添付は不要です。特殊の事情があれば、双方の判断で添付していただくことは構いません。	/
7.契約管理ガイドライン	02打合簿対象範囲	7-02-4	最新の契約管理ガイドライン(P32)で確認させてください。 記載の場合、打合簿の交換は不要との認識ですが受け取れないでしょうか。 受け取れない場合は、打合簿の支承が必要であります。教へください。 (ア)配帳計画の変更 業務従事者の配置計画の変更是、「受注者の裁量」とします。具体的には、以下のとおりです。 業務従事者の裁量に係る受注者の裁量の範囲 受注者の裁量として、契約金額の範囲内に、以下のことが可能です。 ●人月の振替 ●渡航回数の振替 ●総人月の増減 ●総渡航回数の変更 なお、契約は2期に分割した契約の2期目です。	月報等で確認できるため、打合簿での合意は不要です。	/
7.契約管理ガイドライン	02打合簿対象範囲	7-02-5	企画競争案件で業務従事者の所属先の変更があった場合に打合簿を取り交わす必要があるかもしくは打合簿での取交しでは無く、月報での報告でも大丈夫か等確認をさせてください。	変更になる業務従事者が業務主任者/副業務主任者で、自社の専任技術者でなくなる(補強として取り扱われる)場合は、2者打合簿が必要になります。 業務主任者(副業務主任者)以外の場合は、打合簿の取り交しは不要ですが、専任技術者/補強の扱いが変わると場合は、業務従事者名簿を更新して、月報で報告してください。	/
7.契約管理ガイドライン	02打合簿対象範囲	7-02-6	JICA内の担当部署(担当課/担当チーム)の変更による監督職員の変更について、2者打合せ簿の締結は必要ですか。	3者打合簿で確認し、次回の契約変更の際に盛り込む形で対応願います。	/
7.契約管理ガイドライン	02打合簿対象範囲	7-02-9	過去のガイドラインでは、前払いは40%上限 という記載がありましたが、いつの頃か削除されています。この上限についてでは撤退された。という理解でよろしいでしょうか。	前金払の40%上限が撤退されたわけではありません。 前金払は、契約約款第16条に記載の通りです。また、ゼロ号打合簿にて支払計畫として前金払の割合を定めています。 第16条(前金払)受注者は、発注者に対して、契約金額の10分の4相当額を限度とする前金払を請求することを認めます。(A)前金払の支払期間は、初回の前払金のほか、その後各1回の前金払につき、当該各期間に履行する業務の対価を超えない金額に乘じる割合を限度とし、その割合を発注者及び受注者が協議して、当該協議の結果を書面に定めます。 具体的には、公示時点で算定してある前金払の割合(%)を各段説明書に記載していますので、必要に応じて提示範囲内の割合で契約交渉時に最終確認します。	/
7.契約管理ガイドライン	03ランサム契約における契約管理	7-03-2	変更契約(ランサム)について、変更契約の際、過去の従事実績や費目開流用は問わず、追加・変更になった部分だけに確認・計算することになると理解しましたが、契約金額詳細内訳書は、どのように更新すれば良いですか。 追加業務の場合は、原価償却通りの内訳に追加賃料だけ計算すれば良いのですか、変更業務の場合は、関係する費用だけわかるように示し、その他は従事実績や費目開流用があったとしても原契約のまま更新不要という理解で良いでしょうか。	ご理解の通りです。	/
7.契約管理ガイドライン	03ランサム契約における契約管理	7-03-3	本体契約はランサム契約、再委託費が定額計上の案件についてお尋ねいたします。 予定していた再委託を取り止めたため定額計上の確定額は0となりました。一方で、別の業務が生じ、追加費用が発生する見込みです。 その場合は以下の(A)と(B)のどちらの対応が適切でしょうか。 (A)1 不要な再委託を削除する。 (B)定額計上額ゼロとして残高確定の打合簿を作成し、追加費用への残額流用について承認を得る。 契約管理ガイドラインP36においてランサム契約では再委託費の残額流用は認められないとされていますが、上記のような複数の状況の場合には流用することはできないでしょうか。	はい、本体契約はランサム契約の場合、定額計上とした項目が0と確定しても、その額を他の項目に使用することはできません。 定額計上がランサム方式の場合、残額の流用はできないため、(A)業務内容の大幅な変更と増額にかかる変更契約を行ってください。 定額計上が実費精算方式の場合、(B)同費目内での流用が可能となります。 定額計上の精算方式についてご確認ください。	/
7.契約管理ガイドライン	03ランサム契約における契約管理	7-03-5	2023年10月以降公示、総評価落札方式一ランサム型についてお伺いいたします。 契約金額全体の変更がないであります。 ランサム(賃料・費用)実費精算・変更し、実費精算費用の定額賃料の残額を利用して増額する場合、変更契約をせざるを得ない場合の上記(1)と(2)の組合せであります。 今后同様のケースの対応策としてガイドラインに記載していただけますと幸いです。	ランサム契約は確定した契約金額で業務を実施するものなので、その一部を実費精算に変更することはできません。また、契約管理ガイドライン(P35~36)、(8)1定額計上のランサム方式の1段落目及び(2)定額計上の実費精算方式の場合、(B)同費目内での流用が可能となります。	/
7.契約管理ガイドライン	03ランサム契約における契約管理	7-03-6	一般競争入札(総合評価落札方式)及び一般競争入札(総合評価落札方式-ランサム型) 最終見積の提出についてお伺いいたします。 以前は総額落札方式の場合は、落札後に差し金額を提出し、契約書案の際には最終見積書は不要であるとのことで契約が進んでおりました。最近、総額落札方式であるにもかかわらず最終見積書の提出の指示があり、各ガイドラインにはその旨記載がされておりません。総額落札方式は最終見積書の作成が必要なのでしょうか。	一般競争入札方式の場合、基本的に最終見積書は不要ですが、定額計上有るなど、入札額と契約額に違いがある場合は必要です。	/
7.契約管理ガイドライン	04旅費(航空費)	7-04-1	航空費(実費精算)について質問いたします。 契約航空費単価内に含まれる乗客クラスは問題視しないということですが、現在動いている案件では、10月1日以降の運賃から対応との理解でよろしいでしょうか。	11月1日以降の渡航から適用となります。	/
7.契約管理ガイドライン	04旅費(航空費)	7-04-3	航空費(実費精算)について質問いたします。 契約航空費単価内に含まれる乗客クラスは問題視しないということですが、現在動いている案件では、10月1日以降の運賃から対応との理解でよろしいでしょうか。	単価型案件については費目開流用できる経費が限られているため、やむを得ず航空費が上昇した場合には契約金額を超えて精算可能です。単価型の契約管理ガイドラインP33、契約変更において、契約金額の変更にどもう変更契約の対象のうち、「航空費の変動による増額は除く」と記載しました。	/
7.契約管理ガイドライン	04旅費(航空費)	7-04-4	9/29説明会スライド71の「1. 契約管理ガイドライン改正に伴う変更」のうち、航空費の実費精算について「安価」を由出したシナジスクラスの利用が削除されておりますが、単価内にエコノミークラスよりプレミアムエコノミーの方が安いだった場合は利用不可でしょうか。	利用可能です。 初めて設定したエコノミーの単価よりも低い場合には、搭乗クラスは問いません。	/
7.契約管理ガイドライン	04旅費(航空費)	7-04-5	9/29説明会スライド66「為替変動や航空費の価格上昇による影響」について、航空費や為替変動についてギリギリのところで適用して手当可能としていても、複数人の最終渡航などで増加することもあり得ると思いますが、契約終了間際でのお願いには対応いただけないのでしょうか。	ケースによります。前後に状況をご連絡・ご相談いただき、対応について合意形成していただことなります。	/
7.契約管理ガイドライン	04旅費(航空費)	7-04-6	航空費に関して、「2023年9月までの公示案件は契約金額を超えての精算が可能な契約であるため費目開流用は対象外の費用となります(QCBS、総合評価落札方式除く。)」とありますか、2023年9月までの公示案件で2023年9月以降に継続契約で継続する場合も、契約金額を超えての精算が可能と理解してよろしいでしょうか。	契約管理ガイドラインp84に記載されているとおり、継続契約で改正前の契約書據形を適用している場合は、引き続き契約金額を超えての精算が可能です。	/
7.契約管理ガイドライン	04旅費(航空費)	7-04-7	旧QCBSの案件で、航空費が合意単価が設定されており、航空費の高騰等で合意単価を大幅に超過するため、契約金額の範囲内で、渡航回数の調整及び他費目の開流用を行うとともに、合意単価を外して実費精算に変更することは可能か。	契約金額の範囲内であれば、対応可能です。その際、合意単価を解除しないで渡航回数調整・他費目との開流用のみであれば受注者負担となります。	/
7.契約管理ガイドライン	04旅費(航空費)	7-04-8	航空費が合意単価で設定されている案件について、渡航回数を1回追加した場合、たとえば一般業務費など直接経費の他費目から航空費(合意単価)への開流用は可能でしょうか。渡航回数の変更と費目開流用は受注者負担などという点からは、開流用が可能に思えますが、その場合、余剰金額に応じて合意単価分の一部金額を精算することはできないと思われますので、合意単価X1渡航分の余剰金額が出ていれば、開流用可能で良いのでしょうか。	ご質問内容のいずれの場合においても開流用可能です。 一般業務費など直接経費内の他費目から航空費(合意単価)への開流用は可能です。 合意単価X1渡航分の余剰金額がほかで出されれば、開流用可能です。	/
7.契約管理ガイドライン	04旅費(航空費)	7-04-9	旅費(航空費)の実費精算方式について、7月改定にてこれまで記載のありました下記の規定が削除されてしましました。 変更手数料及び取消手数料については、航空会社による手数料の他に、旅行代理店の手数料が発生する場合があります。	2023年9月までは上限5000円、2023年10月以降は契約金額全体に収まっていれば、個別の上限設定は有りません。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
7.契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-1	旅費分担は精算時の報告で良いことですが、基本的に旅費分担の内容については受注者の裁量となるという理解で正しいでしょうか（精算時に認められないというケースもありますでしょうか）。	旅費の分担については、どちらの業務でどの経費を負担するかの確認ですので、重複計上がなく、分担が明確にならなければ認められないということはございません。契約管理の手続きルールに沿ったものであれば、差し戻すことはありません。	/
7.契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-3	旅費分担については、精算時に報告と変更になりましたが、渡航時に担当者の移動についての連絡は入れることになるかと思いますが、分担の詳細については、報告の必要はなく、精算時に報告といふことになりますでしょうか。	旅費の分担については精算時に契約担当課長への確認書の提出をお願い致します（案件担当への報告は不要です）。	/
7.契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-4	打合簿事例集の29-1、29-2の連続渡航確認書について、こちらは業務主任者の確認と旅費分担の内訳がわかる形であれば、フォーマットを修正して、活用しても問題ないでしょうか。	旅費の分担の確認に必要な情報をご記載いただければ、特に問題ございません。	/
7.契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-6	現地受注させていただいている案件について、他案件との旅費の分担が必要となるのですが、新経理処理ガイドラインの範囲について伺いたくございます（別途参考資料の事例29-1および29-2のとおり、打合簿ではなく精算時に報告書を提出するようになると理解いたしましたが、新ガイドライン適用前の渡航の場合は移動が11月であっても打合簿が必要になるのでしょうか）。	新ガイドラインの適用は11月からとしていますが、10月は移行期として柔軟な新ガイドラインを適用することを可としていますので、旅費分担の打合簿の作成は不要となります。	/
7.契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-7	旅費の分担についてですが、各案件航空券代金の上限額は、対象案件の航空券契約金額単価という考え方で問題ないでしょうか。	ご理解の通りです。	/
7.契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-8	ガイドライン及び模式には宿泊費は従事期間日数=2日と記載されておりますが、他案件と旅費分担する場合についても同じ（1渡航につき1件の業務従事日数=2日）とすることで問題ございませんでしょうか、あるいは実績ベース（実例ではJV会員等においては、他にも認識を併せておく必要が生じますので、改めて本質質問させて頂いています次第です）。	ご理解の通りです。ただし、中国、韓国、モンゴル、フィリピン、ブルネイ、ミクロネシア、マーシャル諸島のアラバム島への渡航については、夜行便が就航していないため、「機中泊なし」（-1日）として、泊数を計算します。	/
7.契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-9	貴機構2案件に継続して従事する場合の旅費分担についてお伺いいたします。 日本→A国JICA案件に従事→B国（JICA案件2に従事）→日本に帰国するケースで、A国→B国への旅費（航空費）をまとめて、現地セミナーの人数、日数、別途仕様書にも記載はなく、また変更が多いと思われるのに、ここに記載するのは現実的ではないと考えています。	経理処理ガイドラインに記載の事例に準じて、「旅費の分担に係る報告」にて分担を明らかにしていただくようお願いします。	/
7.契約管理ガイドライン	06 0号打合簿	7-06-1	契約管理ガイドラインP24(0号打合せ簿)の数量の変更について、レベル感はどうのように想定していますか。記載例にあるように、現地セミナーの人数、日数、別途仕様書にも記載はなく、また変更が多いと思われるのに、ここに記載するのは現実的ではないと考えています。	特記仕様書案で特に指示している数量が該当します。	/
7.契約管理ガイドライン	06 0号打合簿	7-06-2	2024年7月旅費について 0号打合せ簿文書について「成果品等の提出計画」の添付が追加されましたが、こちらは特記仕様書記載の成果品を全て記載する必要がありますでしょうか。また、各成果品の提出期限は仮に記載とされていますが、「協議後、調査完了」に記載しても他の日程で問題ないでしょうか。0号打合簿提出後に提出時期日が大きくなれば離れてしまった場合は再提出する必要がございますでしょうか。 以前の0号打合簿では「契約開始時の合意事項」に成果品の提出期限を記載していたかと思いますが、その際は最終成果品と中間成果品のみの記載で承認を頂いていたため、確認させて頂きたくお願い致します。	0号打合簿で提出いただく「成果品等の提出計画」には特記仕様書記載の成果品を全て記載いただく必要があります。また、当初計画より大きく変更がある場合は、再提出いただく必要があります。	/
7.契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-1	契約管理ガイドラインP26 (4)コンサルタント業務従事者月報 の イ 業務従事者の「従事計画/実績」報告について 業務主任者／副業務主任者の人月の変更について、事前に「監督職員」に説明とあります。今まで事前に報告は必要なかったとはですが、実績が必要な背景・理由は何でしょうか。	新しい契約管理ガイドラインより、契約金額の範囲内での業務従事者の配置や変更について、総人月の増加も含め受注者の裁量の範囲が拡大しましたが、業務主任者及び副業務主任者はプロポーザルの技術評価時の評価対象業務従事者であるため人月の変更においては事前に監督職員にご相談ください。	/
7.契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-3	<上記7-07-2回答の更問> <上記7-07-2、7-07-4回答の更問>	ご理解のとおりです。変更契約締結時の計画になります。	/
7.契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-5	<上記7-07-2、7-07-4回答の更問> 2023年12月20日に発表されたFAQの「7-57と7-59の回答は同じことを言っているのでしょうか？」7-57は「当初計画には原契約のMMを記載する」と読めますが、7-59では変更契約書の最新MMを記載すること回答されています。7-59の回答でよく思いますが、原課に質問したところ原契約のMMを記載するように指示されたとの声が社内でもありましたので確認させて顶いたくお願いします。	「当初計画にはその時点での最新の契約の人月を指します（変更契約を行っていない場合は当初契約、契約変更を行っていれば変更契約の人月となります）。機構内にて周知徹底いたします。	/
7.契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-6	新制度の月報様式について、人月は現地業務と準備業務で換算方式が異なりますが、人月欄には別個で異なる換算方式で計算したものの合計額を入力するのでしょうか。人月ではなく、業務従事日数での記載は不可でしょうか。	ご理解のとおり、別添2には合計の人月を記載ください。日数の明記が必要な場合は月報本文に記載ください。	/
7.契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-7	現行の案件については、10月末まではバーチャートを作成し、11月より新ガイドラインを用いてバーチャート不要という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。実費精算の場合は様式1-3を添付ください。	/
7.契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-8	ランサムの場合は月報の添付の中の従事計画/実績表は不要ということでよろしいでしょうか。	様式1-4渡航実績表を添付頂きます。	/
7.契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-9	10月に改定された契約管理ガイドラインにて、調査団の渡航実績等を様式1-3に作成いただけますか、新様式では精算に必要な現地への滞在期間や渡航日程はどのように記載したらよろしいでしょうか。	精算は精算報告書に基づき行っています。（詳細は様式をご確認ください） https://www.jica.go.jp/about/announcement/manual/form/consul_g/index_since_201404.html#a06	/
7.契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-11	月報の翌月の現地渡航予定について、「翌月」というのは、例えば2023年10月の提出時であれば2023年11月のことですか。「予定」なので、その後変更になる可能性もありますが、それは別途報告が必要でしょうか。	現地渡航については安全管理の観点からも予定はお知らせいただければ存します。	/
7.契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-13	月報が新様式になったことで日ごとの稼働日の報告が求められなくなりました。これにより管理すべきは、その月での稼働が全JICA案件1ヶ月の上限を超えてないかというポイントになったと考えてもよいのでしょうか？あるいは精算時や抽出検査等で具体的稼働日の調査もあるのでしょうか。	実費精算契約の月報の確認についてのご質問という前提で回答いたします。 実費精算契約の月報の内容の変更（契約金額の人月割振替、1ヶ月の変更及渡航回数の変更等を含む）は受注者側の権限外とされていますので、月報では当該月の業種の進捗状況と、それに伴う人月を監督職員に報告いただきます。監督職員は、契約管理ガイドライン4に記載のとおり裁量権の乱用の蓋然性について確認させて頂きます。	/
7.契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-14	ランサムでない案件を前提にさらにお伺いいたします。「業務従事者の配置計画の変更（契約金額の人月割振替、1ヶ月の変更及渡航回数の変更等を含む）は受注者の裁量となりますが、月報では当該月の業務の進捗状況と、それに伴う人月を監督職員に報告いたします。要し人月を監督職員に報告いただきます」とは、単体の案件での月報報告書と理解いたしましたが、複数案件併せて運営する場合はダブルアサインがないかを受注者にて管理の上要した人月報告するということでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 複数案件に從事する場合でも、該当の案件単体にて人月を管理いただき報告をしてください。	/
7.契約管理ガイドライン	08業務従事者名簿	7-08-1	現在技プロ案件の業務実施統約契約(第3期)のための0号打合せ簿を作成しております。 第1期、第2期から、全従事者の月別・担当分野について変更ございませんか。 精算確認依頼とあわせて、全従事者の経歴書を提出する必要がありますでしょうか。	契約単位での提出が原則ですが、第3期かつ変更なしを鑑みて、省略可能といたします。	/
7.契約管理ガイドライン	08業務従事者名簿	7-08-3	9/29説明会スライド6「契約管理手順さく」新規配置の業務従事者の報告・確認】/契約管理ガイドライン2ページの名簿について質問です。	ご理解の通りです。	/
7.契約管理ガイドライン	08業務従事者名簿	7-08-4	P27/01 業務従事者の所属先について、共同企業体の代表者及び構成員ごとに、業務従事者の数の2つ目についている、という説明がありますが、改定された業務従事者名簿の所属先は雇用された会社名を記載すると質問回答(7-9)にございました。各社ごとの業務従事者数の2つ目になっているか、どのように確認されるのでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。業務従事者名簿の様式を改定し、受注者(受注者が共同企業体の場合は構成員)を記載する欄を追加します。様式改定までの間は「補強の場合には、所属先には実際の所属先に加えて（）書き、補強となる受注者(受注者が共同企業体の場合は構成員)を記載する」ようお願いします。	/
7.契約管理ガイドライン	09業務従事者の経歴	7-09-1	業務従事者を新規に配置する場合、経歴書をご確認されることがあります、これまで業務従事者登録の打合せ簿に添付していた旧様式(経歴を記載していた資料)を提出することは差し支えないでしょうか。	差し支えございません。	/
7.契約管理ガイドライン	10契約変更	7-10-1	P14.1.契約管理の基本的な考え方(実費精算方式)において、5、「[受注者]は契約締結時に提示した見積りも総額内に含まれ、契約金額の内訳の変更(費目間流用)その裁量で行なうことができます」とあります。弊社案件にて実費精算方式の契約のうち、「ミニアニ等施設開発費のワーキングシップの実施回数の増加に伴い、見積りも改定の数を2回から3回に増やして講師料が発生すること(2回分の金額から3回分)」が見込まれます。こうした場合も、契約金額の総額を超えることが無ければ受注者裁量で変更して良いという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、契約金額の増額を伴わない費目間流用は、受注者裁量となります。ただし、発注者が指定する数量の変更に該当する場合、2者打合簿でご対応ください。	/
7.契約管理ガイドライン	10契約変更	7-10-2	実費精算契約案件での変更契約に係る様式について、2023年10月以前では、様式として「変更要員計画」があり、現地と国内でそれぞれの実費精算の費用の明細の説明資料として打合簿に添付していましたが、現行ガイドラインでは、「変更要員計画」は改定されたものではございません。	2023年10月以後、業務従事者の配置計画の変更(契約金額の人月及び渡航の振替、総人月の変更、渡航回数の変更)については、受注者裁量となり、変更要員計画の提出は不要となりましたので改定版様式はございません。また、契約履行期間を延長を伴う変更においても要員計画の再提出は不要です。変更された内容については、月報及び精算時に「業務従事者の従事計画/実績表」などがありましたら、ご示ください。	/
7.契約管理ガイドライン	10契約変更	7-10-3	P30、実費精算方式の変更契約について確認させてください。 ----- 1.経費(いくらで) (ア)契約金額の内訳 契約金額を増額する場合には必ず「契約変更」が必要です。 契約金額が減額になる場合は、特記仕様書の作業項目の削除に伴うものであれば「業務内容の大額な変更」に該当するため「契約変更」が必要です。それ以外の経費の減額は、減額する金額が大きい場合には、残存する履行期間を勘案して判断します。 ----- 上記記載がありますが、精算時に減額が見込まれる場合で特記仕様書の作業項目の削除が伴わない場合は、減額する金額によって手続内容が判断されるのだと想いますが、金額の目安はありますでしょうか。(例えば契約金額総額の何%以上など) 今まで減額時は特記仕様書の削除でなければ特段の手続は必要なかったと理解しておりますので、どのレベル・どの金額で打合簿などのか、変更契約なのか、または手続不要なのか、ご示ください)お問い合わせください。	実費精算契約の場合において、特記仕様書の作業項目の削除を伴わない経費の減額の場合は、必ずしも契約変更が必要ではありません。画一的な金額の目安は設けておらず、各案件において減額する金額の大きさや残存する履行期間等を勘案した上で個別判断となります。	/
7.契約管理ガイドライン	11定額計上のラシブサム化	7-11-1	10/23説明会スライド44 定額計上①について、契約交渉時に金額を確定できるのであればラシブサム方式に計上可。 契約締結後であれば、実費精算。という理解でよろしいでしょうか。	定額計上については、(実費精算方式の契約)業務実施中でも金額確定ができればラシブサムとすることが可能です。	/
7.契約管理ガイドライン	11定額計上のラシブサム化	7-11-2	実施中に金額確定をした場合は、確定金額はラシブサム金額に追加。残額は実費分として残る。という理解でよろしいでしょうか。定額計上の残額を流用することになることがあると思いますので、その際の対応は打合せ簿になりますか？	ご理解の通りです。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
7.契約管理ガイドライン	15一般業務費支出実績総括表	7-15-3	2.契約管理手続(実費精算契約)(15)一般業務費支出実績総括表の確認について 抽出検査対象案件の精算修正で一般業務費を修正したところ、支出総括表について監督職員押印を取り直すよう指示されたのですがその必要性はありますでしょうか。	・修正後の監督職員の押印再取付については、軽微な計算ミスの修正程度であれば不要ですが、支出総括表に記載されていなかった支出費で「総額が追加される場合は、契約業務に関連した支出であるか確認を要するため、押印を再度取り直してください。」 ・支出実績欄は、出納簿実績と多少の誤差が生じてもかまいません。	/
7.契約管理ガイドライン	15一般業務費支出実績総括表	7-15-4	一般業務費支出実績総括表について、旧フォーマットでは「支出実績／内訳金額(暫定)」という表記でしたが、新フォーマットでは「支出実績／内訳金額」という「暫定」の取れた表記となっています。	一般業務費支出実績総括表の位置づけは旧フォーマットと変わらず、「支出手続の内訳金額については、精算検査過程ではエッジしません。あくまで監督職員が「業務に関連した支出であるか？」を判断するための参考情報です。」ということですので、確定金額での記載が困難な場合は、一般業務費支出実績総括表の支出実績欄は、暫定額でも問題なく、出納簿実績と多少の誤差が生じてもかまいません。	/
7.契約管理ガイドライン	16 渡切単価の確認書	7-16-1	「現地にセミナー等渡切単価を設定する。確認書ですが、どのタイミングで取り交わしが必要になりますでしょうか。確認書の日付以降の支出に限らず算用対象となるのでしょうか。」 それとも旧フォーマット上の「支出実績の内訳金額については、精算検査過程ではチェックしません。あくまで監督職員が「業務に関連した支出であるか？」を判断するための参考情報です。」とのコメントのとおり、新制度でも同じ方針のため、暫定額の入り力も構わないでしょうか。	タグミングとしては事前確認が原則となります。渡切単価については業務の内容ではなく単価の妥当性を確認するのみですので、監督職員の確認は不要、契約課による確認と整理しました。 提出先について、当面は監督職員を通じて直接契約担当者に確認依頼をすると、専門アドレスの設置等、変更がある際には様式等への追記等でご連絡致します。	/
7.契約管理ガイドライン	16 渡切単価の確認書	7-16-2	新規処理ガイドラインp19(Ⅲ直接経費(3)セミナー等実施関連費): 渡切単価の設定期間についても含め色々と別途書類を提出して下さい。(式様は契約管理ガイドラインを参照)→渡切単価設定期間の提出はご理解下さいね。打合せ事例28の確認書を作成後、従来の原課担当者ではなく、調達部の契約担当者もしくは契約担当課長に直接送り、事前確認を得るという事態になるのが?	提出のフローは、確認書作成後、調達部の契約担当へ直接送付いただき、事前確認後に契約担当より返信致します。	/
7.契約管理ガイドライン	16 渡切単価の確認書	7-16-3	渡切単価の設定期間について、これまでの打合簿による確認から、契約担当課長と業務主任者による確認書に変更となるとのことです。既往案件では打合簿で確認を済ませている場合においても、改めて契約担当課長との確認を取り交わす必要がありますでしょうか。	現に打合簿で確認を済ませている場合は、改めて契約担当課長と確認を取り交わす必要はありません。精算時に当該打合簿を提出してください。	/
7.契約管理ガイドライン	17直接経費の留意事項	7-17-1	契約管理ガイドラインP4 直接経費の償付支出に関する留意事項「会議費」について 会議費(会食費用)の計上は認められません!とあります、この会議費とは、どのようなものを想定していますでしょうか? 具体例をご提示ください。	会議費(会食費用)は、セミナー等の昼食代等とは異なり、事業に連携して、外部との会議・会合における飲食関連費用になります。	/
7.契約管理ガイドライン	17直接経費の留意事項	7-17-2	④46の「直行経費の個別支出に関する留意事項」に、業務従事者の「少額交通費(1,000円未満)」の計上は認められないといつて記載されています。 これに間に、例えば業務上の必要性から、事務所etc./P機関の往復等に発生した費用(Uberなど)も認められないのでしょうか? 1に複数回の移動(1回あたりの交通費は少額交通費範囲内)が必要な場合もあるためお伺いします。この少額交通費は、複数の団体が個々の動きをするにより、片方はUber等での移動を余儀なざされるといったケースで発生します。	ご理解の通り、少額交通費の範囲となるため認められません。 (経理処理ガイドラインP.19)有料道路通行料、駐車場代及びタクシーの借上げは、車両関連費として計上できます。	/
7.契約管理ガイドライン	18検査・支払	7-18-2	現行案件の契約では報告書等でプロジェクト事業完了報告書、技術協力作成資料の提出が終了時に求められています。この部分ではなぜ変更がないとの理解いででしょうか。	ご理解の通り、変更ございません。	/
7.契約管理ガイドライン	18検査・支払	7-18-3	①技術協力プロジェクトにて通常成果品の一覗を成す「ワークプラン」と「モニタリングシート」について、これらも監督職員による確認がなされていますが、現地P/Cとの協議等を経て、業務内容の一部変更がこれまで文書に反映される場合もあります。そのため、これら二文書も契約書(仕様書)の「会議文書」となるのはと考えますが、いかがでしょうか。 ②両文書の名称及びモニタリングシート1型の構成について質問とコメントがありますが、本窓口を通じてうこどはありますか?	①②ご理解の通り、会議文書1枚の金額が1000円未満の場合には、少額交通費の範囲となるため認められません。 ②ひとまずこちらにご連絡いただければ、所掌部署におつなぎいたします。	/
7.契約管理ガイドライン	18検査・支払	7-18-4	業務従事者の従事計畫/実績表」の入月につきましてお尋ねいたします。 以下の様子でと、注意点を教えてください。 「提出期間は30日、国内業務期間は20日で除いた数字の小数点以下第3位を四捨五入して算定してください」とありました。現地の様式および契約管理ガイドラインを確認しましたが、見当たりませんでした。 現行では、日数を記載確認しておらず、第3位を四捨五入するという計算方法までは決められていないとの理解で相違ないでしょうか。	「業務従事者の従事計畫/実績表」では日数の記載はありませんが、業務人月の計算方法についてはこれまでおり、小数点以下第3位を四捨五入して、小数点以下第2位まで算定します。(経理処理ガイドラインP4のとおり)	/
7.契約管理ガイドライン	19現地人月の確認	7-19-1	合意単価契約の数量を現地人月に設定している案件については、月報で現地人月が確認できなくなりますが、精算時どのように数量を確定するのでしょうか。	現地人月は、旅費(その他)で日数確認が可能です。	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-1	給与水準の直接確認による格付を行う場合について、残業代、賞与を考慮しない理由は何でしょうか? 会計上、資材に示された項目にプライムして、残業代、賞与も含めたものの直接人件費を考えます。	JICAのコンサルタントの単価は、国交省の単価を準備しております。国交省では、定期的に調査を行っており、残業代を除いた形で計算しているため、その設定の根拠に準じた形としました。また、1ヶ月だけ単価が上がる、というような特殊事情に左右されないように、単月のみだけでなく、3ヶ月間確認させていただく形にしました。	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-2	(1)P.48(17)のダイバーシティに沿用における格付認定においては、P.70別添資料2を準用するとして、格付認定確認書の提出は必要でしょうか。 (2)(1)の場合、P.70別添資料2 ②「業務従事者の格付の目安に基づく格付認定にのみ、P.27 業務従事予定者 総額書するなら「ランサルト等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の様式 4-5(その1)「評価対象業務 従事予定者経験書」を提出するのでしょうか。	(1)格付認定確認書の提出は必要です。ダイバーシティに限らず、新規に業務従事者を配置する場合は経理処理ガイドラインP.27(5)新規配置業務従事予定者の経験書提出に沿ってご対応ください。なお、2~3ヶ月のとおりダイバーシティの考え方の方は今回の改定でなくなりました。 (2)ご理解のとおりです。	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-3	格付けの設定について ①当該格付に相当する給与水準とあると判断される、という格付認定基準にし、なぜ3ヶ月、かつ賞与や残業代を含め考慮していないのか? ②過去の実績がないので、①過去にJICA事業で同等以上の格付けの実績がある、②経験・実績等から必要な技術水準にあると判断される、という方法では確認ができないので、③給与を参照することなると思われたため。	JICAのコンサルタントの直接人件費単価は、国交省の単価を準備しております。国交省では、定期的に調査を行っており、残業代を除いた形で計算しているため、その設定の根拠に準じた形とします。また、1ヶ月だけ単価が上がりがちですが、というような特殊事情に左右されないように、単月のみだけでなく、3ヶ月間確認させていただく形にしました。	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-4	等級格付け方法について10/23に質問した際、給与水準の算出において賞与と残業代は国交省の単価に含まれないため考慮していないのか回答でしたが、国土交通省の単価規範を確認したところ、単価には以下が含まれており、昨日の説明と違います。単価には賞与と相当額、退職金積立、労災保険、見習手当が含まれます。また、単価は所定労働時間8時間当たりで算出されていますので、所定労働時間が8時間未満については8時間換算する必要もあるかと思います。昨日のJICA説明資料の算出方法では給与水準が過小評価となって相当等級が下がりますので、計算方法に今後検討をして頂ければ存じます。	JICAのコンサルタントの直接人件費単価は、国交省の単価を準備しております。国交省では、定期的に調査を行っており、残業代を除いた形で計算しているため、その設定の根拠に準じた形とします。また、1ヶ月だけ単価が上がりがちですが、というような特殊事情に左右されないように、単月のみだけでなく、3ヶ月間確認させていただく形にしました。	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-5	1. 基本給相当額 2. 割増分(合算、賃料、交通、通勤、住宅、家族、その他) 3. 賞与相当額 4. 事業主負担額(退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当)	承知いたしました。	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-6	国交省の単価の説明資料として以下「資料3」には、賞与相当額を含む、時間外等の「割増賃金」は含まない(=割増分以外は含む)と記載されています。ご参考まで。 https://www.mlit.go.jp/tei/content/001587145.pdf	検討させていただきます。	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-7	格付け認定のうち、23日の説明会でも質問があった、給与水準について。残業代や賞与については考慮しない、それ以上は国交省の単価の算定基準に合わせたもの、という説明が23日にありましたが、国交省の単価設定でも賞与相当額のようなののが含まれていたと思うので、今一度ご確認いただければと思つてあります。	国交省については、残業代は含まれません、というのは明確に記載されています。 賞与について、国交省では確かに算入されていますが、JICAでは、これまでのガイドラインでも、発注者・受託者・運送者のお互いによる簡易に格付を認定しようとしています。今まで申入れられると確認する形でございましたいたいのですが、ほんのくじの方法で確認しようと思つております。高めを算入するため格付の昇高等が逆転するケースは少ないと思つていますので、簡便性で給与のみで判断したいと考えております。もし賞与があると逆転するという事例がございましたら、意見交換をさせていただき、その時点で検討をしてまいりたいとおもいます。	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-8	<上記7-20-6回答への更問> 「～今後は選定後にプロポーザルに記載されていた号数より格付を下げて契約するということはなくなります。」とあります、格付認定確認書の提出があります。それでも先ず「下がる」ということはないということですね。	契約に規定する業務が実施できるのであれば、公示時点の格付けで契約します。これまで、経年数が足りないため格付を低くして契約することがありましたが、今後は、選定後にプロポーザルに記載された号より推奨を下さで契約するということはなくなります。	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-9	今回の認定方法の「2「経験・実績等から、必要な技術水準にあると判断される」について、格付認定シートでのようにはアピールされよといきめが湧きません。4号がどこまで積みあがつたら3号に至るという明確な基準はあるのでしょうか。	格付の設定についてではプロポーザル作成ガイドライン別添資料5、格付基準にあなたの記載例の、これに相当するということを定性的に記載いただき、その格付基準を満たすと第三者が読んで納得するような記載をいたければ結構です。	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-10	業務従事者の格付けの根拠書類について、給与明細を企画提案書へ添付して提出するのは個人情報として疑問がおります。なにか他の提出方法を検討されませんでしょうか。	契約交渉の段階で個別にご提出いただくような形など、受け取り方を工夫させていただきます。	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-11	未確定従事予定者が契約締結(=契約金額確定)後に確定し、確定業務従事者の格付けを当初契約締結時より上げる(それに伴い航空賃料も上がる)ことは可能ですか?	航空賃料について、業務従事者について、業務従事者が確定した際に契約時の格付を上げ、航空賃料も上げることが可能かどうかとのことで理解いたしました。この場合、格付については、あくまで業務に基づくものであり、契約時の格付の変更は認められません(例:業務に基づく格付が3号の場合、業務従事者が2号の業務を実施できる能力を持ただしても格付は3号になります)。契約管理ガイドライン(P.22)では、「契約締結時に未確定であった業務従事者は、業務従事者が確定した場合、その格付は、契約交渉時に確定した格付を超えることはできません」契約時に複数の期に分けて締結する場合でも、継続する契約において、格付を上げることはできません。」とあります。	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-12	第2章(1)(2)(3)に関して、評価対象以外の業務従事予定者について、経歴書を提出する必要はないものと理解していますが、正しいでしょうか。なお、(5)新規配置業務従事予定者の報告(確認)では、業務従事予定者経歴書の提出を求められていますが、これは、業務従事者の変更または契約時に未確定の場合のものと理解しています。	プロポーザル提出時に評価対象以外の業務従事予定者について、経歴書を提出する必要はありません。他方、業務従事者の格付認定にあたっては、契約交渉時であっても、契約実施中であっても、新規に配置する業務従事予定者については、同じく締結があり、経歴書を提出して下さい。「2.業務従事予定者の格付認定書(P.27)に記載のある」とおり、契約交渉時も格付認定が必要であり、「(5)新規配置業務従事予定者の報告/確認」を参照するよう記載しています。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-11	2023年2月に締結している継続契約でありますが、渡航回数の変更については、受注者の裁量となり、回数増加の打合簿の取り交わしは不要、との理解でよろしいでしょうか。また、該案件は航空券について契約金額を超えての支払はできない場合に適用する対象案件でありますため、費目間流用には打合簿が必要と理解しております。変更契約を行つて渡航回数を増加した場合の精算については、契約金額内での対応となり、超過料金の精算はあしかがったと思います。むしろ得す契約金額を超過してしまった場合につきましては、費目間流用の打合簿での対応の理解でよろしいでしょうか。	渡航回数の振替・変更については、ご理解の通りで受注者裁量となります。ただし、締結した契約書に準拠し、航空費について契約金額を超えても精算可としている案件については、費目間流用の対象外となりますので、渡航回数の増加は、原則、契約金額内訳書の航空費の範囲内で検討してください。ただし、個々の案件の事情により、打合簿、費目間流用による渡航回数の増加を認める場合がありますので主管部署にご相談ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-12	今回改正されるまでは、コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS方式対応版)(2020年4月)が契約書に記載されていますが、QCBS方式ではないですが、ガイドラインを参照するようにとHPで記載が当たっています。 渡航回数について、「業務対象国において継続的に別に業務に従事する場合、片道の渡航がなった場合は、渡航回数を0.5として算定します。これらの場合は、憑書類の提出は不要とします。」という記載に基づいて渡航回数の実績を把握しておきました。	今回の10月改正では、契約管理の点で旅費分担が受注者裁量となりました。 旅費分担時の渡航回数につきましては、考え方は從来と同じく連続渡航は0.5となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-13	2023年8月公示のQCBS方式(ランプ仕様)案件ではございません。につきまして質問がございます。 当該契約では航空賃料を単件で設定しております。昨年の渡航で往路を当該案件、復路別案件にて旅費分担をすることとしました。この場合、経理処理GLのP.12(4)に「業務対象国において継続的に別に業務に従事する場合等」片道の渡航がなった場合は、渡航回数を0.5として算定します。」と記載しておりますが、精算は合意単価であっても1渡航分の合意単価ではなく、0.5渡航分の合意単価(合意単価の50%の金額)のみされるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-14	2023年10月以前に締結した案件、業務実施契約(実費精算)の案件について質問いたします。航空費の精算方法は、締結した契約書の契約金額に基づきますので、契約金額を超過しても精算可能と以前ご回答いただきました(渡航回数は契約回数からの超過がない場合に限る)。	自社負担の渡航は渡航回数には含めません。また精算時に自社負担の航空券は契約金額に含まれませんので精算対象外になりますが、この他の航空券については精算対象となりますので契約金額を超過した場合においても精算可能となります。 また、自社負担渡航における日当・宿泊費の計上は合意単価の範囲内であれば計上可能です。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-15	航空費の精算について質問です。2023年5月よりトルコ航空日本発着便エコノミークラスの座席指定料が有料となり座席に応じて90~249USDの料金が設定されています。エコノミークラスの座席指定料を精算対象とする確認のためには、あらかじめ打合簿による合意が必要でしょうか。	実費精算での航空費についての質問と理解し回答致します。 座席指定料については、原則、精算対象外になります。 ただし、当該搭乗クラスの座席指定料が不要な座席が設定されていない場合は、契約金額の範囲内で精算して認めます。 これに該当する場合は、その旨、精算時の証拠書類附属書の備考へ記載してください。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空券)	8-03-16	旅費(航空券)における渡航回数についてですが、対象国から中抜けで他国で移った場合の渡航回数のカウントについては、2案件のどちらかカウントとなりますでしょうか。(A国の業務から、B国へ移動し業務、その後A国へ戻り業務を行い帰国をする場合)	本邦発→A国→B国→A国→本邦着の場合の渡航回数 A国1度航、B国1度航になります。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-17	<上記8-03-12への更問> 渡航回数0.5の場合ですが、従事計画・実績表の渡航回数についても同様の考え方での記載でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、従事計画・実績表の渡航回数についても、0.5となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-20	<上記8-03-12、8-03-13への更問> 通常渡航により旅費を計上した場合、渡航回数は0.5と算定することですが、ビジネスクラスで渡航できる業務従事者はエコノミークラスで計上した場合も同様に0.5と算定して良いでしょうか。連続渡航を予定していましたが、複数条件との兼合いで連続渡航が出来なかつたため、エコノミークラスで計上。	ビジネス、エコノミーにかかわらず他案件と旅費分担するのあれば、渡航回数は0.5となり、旅費分担せず、当該契約からの支出となる場合は、渡航回数は1となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-21	航空費も日常費用に含める契約における航空費に関して質問です。渡航地域ごとに、各等級ごとにフライトクラスが決まっていますが、P12の注2)には「実際のアイナライナーで必要フライト時間にこれらと幅に異なる場合は、個別に対応します。」と記載があります。	クラスマの変更是契約金額の範囲内で受注者の裁量で行って構いません。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-22	旅費分担報告書に記載する際のカウントは、実際ではエコノミークラスで計上しているのでしょうか。実際ではエコノミークラスで計上しているのでしょうか。場合によってはエコノミークラスで計上しているのでしょうか。また、精算対象外の航空券の場合、ETKTでない場合は提出は不要という理解でよろしいでしょうか?従事期間(実績)を示す書類として旅費分担報告書と月報のみとなります。	ご理解のとおり不要です。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-23	<上記8-03-22への更問> 前回の問い合わせで、往後の航空券を請求しない場合はETKTや航空券の半券は提出不要だと教えていただき、理解しました。	旅費分担にかかる書類提出の必要性は、ご理解の通りです。2023年10月以降は、契約管理ガイドラインを改訂し、旅費分担報告書を提出いただくことになります(打合簿ではありません)。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-24	新規処理ガイドラインP11の「往路のみ旅費(航空券)を計上できる場合のうち、③業務従事者が業務対象国から第三国への別途業務へ従事する場合(例)の旅費分担についてお問い合わせ下さい。」 業務対象国から第三国への移動の航空費は後件は計上可能と記載していますが、分担について2条件の間で合意でなければ前件に計上することができますでしょうか。 2023年10月改訂版は2条件の間で合意があれば旅費分担の内訳は受注者裁量で打合簿の取り交わしは不要でしたが、改定後は合意ができていてもガイドラインに沿わない場合は打合せ簿の作成が必要でしょうか。	ガイドラインに記載の通り、復路の旅費(航空費)を前案件に計上することは原則認められません。 なお、2023年10月改訂前は旅費分担は打合簿を必要としておりましたが、改定後は打合簿事例集29-1の「旅費の分担に係る報告」を提出することを簡素化しております。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-25	<8-03-5への更問> エコノミークラス従事者がビジネスクラスを利用する場合、精算出来る上限金額は経理処理ガイドラインよりエコノミークラスの契約航空費単価が上限であると理解しております。	8-03-5については、正当な理由で経路変更し、差額自社負担でエコノミークラス契約者がビジネスクラスを利用した場合に限ります。そうでない場合は、ガイドライン14ページにある通り、自己都合等によりクラスを変更した場合は該当する渡航の航空費単価を上限に精算します。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-26	8-03-5のご回答についても、エコノミークラス対象者がビジネスクラスを利用した際の精算についてご回答頂いておりますが、最後の「なお」以降の回答について確認させて下さい。 <8-03-5への更問> エコノミークラス従事者がビジネスクラスを利用する場合、精算出来る上限金額は経理処理ガイドラインよりエコノミークラスの契約航空費単価が上限であると理解しております。 2024年10月追記版の経理処理ガイドラインP.14、「実費精算方式において、「航空費の領収書は、内訳が明記されているものが望ましいが、記載されていなくても精算可能」とされている一方、続く一文では「領収書の金額で精算しますので、内訳を補記願います」と記載されています。現況発券の航空券や、航空会社から直接購入する航空券の場合は、該当する渡航の航空費単価を上限に精算します。なお、上限を超える場合は、旅費(航空費)内での調整となります。	・ご理解の通り発券手数料の上限は撤廃いたしました。適用は2024年10月1日以降出発のフライトからとなります。 ・ガイドラインのとおり、領収書に内訳が記載されていても、同額収書にて精算可能としています。ただし、受注者は、横10×10cmの税抜金額で報告いただく必要があります。証拠書類と繋がなければ、精算をすすめています。次回ガイドライン更新の際に、内訳を補記願います。の記述は外します。なお、FAQ8-03-19で「内訳の記載を願います」と記していますが、実際には内訳の補記が無くとも精算可能ですので、こちらも併せて修正します。	●
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-27	8-03-19のご回答をもとに改めて質問させていただきます。 領収書に明記されていない事項の補記について、一般的に補記可能な情報は航空券の内訳が利用者名、利用区间、利用日、手数料あたりかと想像していますがその理解でよろしいでしょうか。航空券などそれ以上の情報についてもEチケットを読み解いて記載する必要があるのかどうか、精算に最低限必要な情報についてご教示願います。	旅費(航空券)の内訳(航空券代、週末・特定曜日料金加算、航空保険料、燃油特別付加運賃、空港税、旅客サービス施設使用料(税抜)、旅客保安料(税抜)、発券手数料(税抜))が領収書や報誌で明記されている事項が望ましいですか。記載が無くても領収書で精算可能となります。なお、内訳記載がない場合でも、税抜き金額で報告頂く必要があります。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-02	連絡証明書に関する質問です。 新規処理ガイドライン(2023年10月改訂版)は「プロペラ・ガルや貝類について、2023年10月公示により適用する他の改定点について、改定点に該当する案件に対応適用します。」とあります。改定点は、改定点に該当する場合としない場合は2023年4月改訂版(2023年4月以降の公表業者と改定版に適用)があり、2023年10月改訂版での改訂点はありませんが、2023年4月以降に契約している場合、会社都合や個人都合による変更を行った場合は、引き続き、連絡証明書を上限に精算するという理解でよろしいでしょうか。	いいえ、2023年4月以前に契約している案件についても、会社都合や個人都合等による変更を行った場合も、連絡証明書の提出は不要です。経理処理ガイドラインP.13に記載のとおり、契約金額内訳書は契約金額詳細書(契約開始に当たったの合意事項にかかる打合簿の別添資料)に基づき、該当する渡航の航空費単価を上限に精算します。なお、航空費単価の上限を超える場合は、旅費(航空費)内での調整を行うことは可です。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-03	今回改定の部分ではありませんが、戦争特約保険料の精算について確認させてください。 戦争特約保険料の精算は、現地業務の内訳に合算すべき金額を計算せねばなりません。ただし、戦争特約保険料の確認を行つた後、領収書等の内訳が合算されない場合は、保険料を各会社で金額が異なる場合があると思いますが、精算に最低限必要な情報についてご教示願います。	戦争特約保険料の内訳については、見積書の内訳を契約交渉にて確認した上で、現地業務1人月当たりの合意単価を設定し、精算時は、現地業務人員の実績に基づき契約金額内の精算となります。 また、合意単価設定しない場合は、領収書等に基づき実費精算となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-04	<上記8-04-2への更問> 新規特約保険料を精算する対象案件について、契約時はJICA規定上限額で契約しておりますので、精算時は領収書等金額の確定できる書類で精算させていただきます。 包括契約の場合、包括一括の領収書となりますため、金額の確認ができる請求書/見積書、保険証券等の提出がよいでしょうか。	精算時に、領収書の包括金額の内訳(対象者、対象となる日数、金額等)がわかるものを合わせてご提出いただき、内容確認致します。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-06	<上記8-04-1への更問> ①・宿泊料に食事が付されていない、いわゆる素泊まりの宿泊料金の場合:朝食、夕食として5,800円/泊を宿泊料に加算 ・宿泊料金に朝食又は夕食が提供されている場合:一食分として2,900円/泊を宿泊料に加算 ・宿泊料金に朝食及び夕食が提供されている場合:食事代相当額の加算はなし この5,800円、2,900円については、加算とされており定額の加算と取れますか、定額精算でよろしいでしょうか。 ②・上記①ですが、領収書だけでは朝食、夕食の加算が入っているかわからないものが多いと思いますが、どのような基準での判断となりますでしょうか。	①ご記載の通りです。 ②領収書にて読み取れない場合は、適宜、宿泊先に明細を出してもらうか、受注者にて余白に補足説明を追記いただけますようお願いします。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-09	<上記8-04-1への更問> 食事代の5,800円/泊、2,900円/泊は実費精算の上限額という理解でよろしいでしょうか。 または、定額での精算ということでしょうか。	2023年11月9日以降は定額での計上、精算となります。それ以前のものは左記金額を上限額として証券書類をもとに実費精算となります。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	13定額計上	8-13-1	10/23 説明会スライド81、従来型の企画競争の直接経費(定額計上)の精算に關し、定額計上した金額の範囲内で、双方の合意がなければ「リスク」というのが、合意が取れなかつた場合はどうなるのか?	金額の合意が取れない場合は実費精算となります(契約金額の範囲内の場合)。	/
8. 経理処理ガイドライン	13定額計上	8-13-2	現在のガイドラインによると、定額計上の場合、 ・仮札時と定額計上にて計上、受注後、契約交渉にてランサム型か実費精算かを設定 ・プロジェクト実施中に予算額の見込みがついた段階で、打合簿により予算額を確定 ・打合簿をベースに支出、変更がなければそのまま精算 という流れかと思います。 定額計上は契約時点ではまとめて額(3,000万円、5,000万など)で設定されますが、実際の支出費目が多岐にわたったとしても、この定額計上の内で予算管理をする必要があると思います。	予算確定の際に、中費自レベルでの仕訳(例:一般業務費、機材費、再委託費など)を行ってください。一般業務費内の細分化の程度については、ご提案のとおり「ハイライトプロジェクト」として総額に含めていただき、詳細は一般業務費支出実績総括表で確認することで問題ありません。	/
8. 経理処理ガイドライン	13定額計上	8-13-2	また、定額計上部分については通常の一般業務費の費目とは分けて予算管理をする必要があると考えますが、例えばハイライトプロジェクトの定額計上では、一旦「総費」として理解でよろしいでしょうか? 他方で実際の支出費目としては個人料+たり手賃だったりすることもありますが、これは一律、定額計上の中のハイライトプロジェクト内の支出として一貫して「総費」として精算することが可能、という理解でよろしいでしょうか? 定額計上(実費精算)とまとめて額を金額を予算管理する際に、元々の一般業務費内の個人料や車両、セミナー費用といった支出費目にあわせて精算費目として設定してしまうと、他の一般業務費の個人料や車両、セミナー費目と混ざることになってしまい、予算管理が非常に難しくなってしまいます。 定額計上はあくまで定額計上内の精算として総費で精算することで問題ないか、念の為確認させていただければと思います。	また、その際の小費目設定については最終的には一般業務費支出実績総括表で原課ご担当者様や調達ご担当者様がわかるような設定の仕方をしてあれは条件ごとに設定することで問題ない、という理解でよろしいでしょうか?	
8. 経理処理ガイドライン	14変更契約	8-14-1	現在締結している契約を金額増額に伴い、契約変更を行う場合でも、26頁の「業務実施上の提示条件」等が適用となるのでしょうか? また、その際にどのように契約額を査定するのでしょうか、上限額の見積方法をご教示いただけますと幸いです。	変更契約については、当初契約の範囲内かどうかということが判断基準となります。変更金額については変更内容、業務量に応じて精算いただき、それを確認いたします。 変更契約については、業務実施上の提示条件も含め、当初契約の範囲内外かが基準となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-1	ガイドライン7ページの部分払いにし、実施状況を確認する書類について、月報や進捗報告を報告させていただいているので、別途業務進捗報告書を規定するのではなく、月報やモニタリングシートでそのようなものを部分払いの実施状況の確認に用いていただけるという認識でよろしいですか?	基本的には、部分払いについては、その時点までの業務内容を説明できる、進捗報告書、成果品を設定させていただき、それを確認してお支払いをさせていただきます。	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-2	ガイドライン7ページの部分払いにし、実施状況を確認する書類について、月報や進捗報告を報告させていただいているので、別途業務進捗報告書を規定するのではなく、月報やモニタリングシートでそのようなものを部分払いの実施状況の確認に用いていただけるという認識でよろしいですか?	業務を取り組む環境については認識しており、引き続きご相談しつつ、進めてまいりたいと思っております。	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-3	ガイドライン7ページに関係ないかもしれないが、一般業務費、機材費の中間精算制度がなくなった理由はなんでしょうか? 業務実施での3~4件案件でも終了するまで精算できないのでしょうか? 終了後の精算の場合、案件当初の担当者が交代したり、資料取り寄せなどがむずかしくなることも考えられ、手間取ります可能性もあります。	精算確定までの時間を大幅に削減することにより、精算業務の迅速化・合理化を図ることを目的とし、抽出検索を導入し一般業務費の精算確認方法を変更しました。本変更に伴い「支出実績中間確認制度」を廃止しました。詳細は以下「JICA参考」を参照して下さい。 https://www.jica.go.jp/resource/announce/information/20230330_01.html	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-5	機材費ガイドラインP8、支払いに記載されています 「JICAが自ら実施する場合は原則100%支払いしています。前払金は契約が履行されない場合のリスクが生じるため、一定の範囲内に限らずJICA会計細則にて契約金額の40%を限度としています。さらに銀行保証等を取り付けるといった措置を取ることであります。」 の箇所ですか。再委託費ガイドラインは同内容の記載がございませんので、前払金に関する限度は設けられていない、という理解でよろしいでしょうか?	コンサルタント契約における機材調達や再委託においては、受注者によるご判断で支払い条件を設定頂いて構いません。 前払に関する限度は設けておりませんが、参考としてJICAが実施する調達での支払い方法について、コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドラインでは記述しております。	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-6	3ヶ月前のライセンス料を纏めて支払うことを計画しています。1年ごとに購入も可能ですが、その場合は金額が高価になるといった感覚があります。 もし3ヶ月をまとめで購入した場合、2024年度未定予定されている部分払いの対象に3ヶ月分の費用全てを含められるのか、あるいは3年分の1/3の分のうち、該当年度の分を含めるのか。そして該当年度のみにした場合で、前払いたした支出を部分払いの対象に含めて請求することができるのかについて教えていただけますか?	部分払いは進捗(業務の一歩の完了)に応じた支払いが原則です。これを踏まえ、今回のご照会のケースでは3ヶ月分のうちの消化した期間に応じた分を部分払いの対象としてください。	/
8. 経理処理ガイドライン	16請求書(インボイス制度含む)	8-16-1	当社の顧問税務士によると、インボイス登録のない外國法人を含む案件では、JV代表者がインボイス登録者であつても、JV全般の請求書を登録番号を記載することは出来ないとの見解であるが、問題ないか?	共同企業体の代表者がインボイス登録業者であれば、JVの請求書はその登録番号を記入していただいておりますが、各社において税理士の確認を経て記載なしを希望される場合は、記載なしも受け付けます。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-1	ガイドライン36「VI精算について、(3)契約書等」 「契約200万円未満であれば契約(又は契約書を代替する文書)の提出は不要です。」 とあります。契約書等に記載すれば契約金額の40%を限度としています。	ガイドラインの記載にあります通り(P36)、契約書等については1件(1契約)200万円以上であれば、契約書等)を証拠書類としてください。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-2	2023年9月までの公示案件は航空運賃の価格上昇や再委託の為替差損について契約金額を超えての精算が可能な契約であるため補填可否条件と認識しております(総則第14条6(1)(2)) 航空費、再委託費が契約金額を超えた場合に打合簿、契約変更是不要で精算可能でしょうか。	航空費は打合簿や契約変更是不要で精算可能です。他方で現地再委託費の為替差損は2者打合簿の取り交換が必要です。 左記に該当する公示案件にて、航空費や再委託費の為替差損について、契約書上で契約金額を超過して精算としている契約(実費精算の契約)では、超過金額に随からず、変更契約は不要です。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-3	業務実施契約款(調査業務・事業実施・支援業務)第14条 契約金額の精算において、以前の約款では証拠書類原本の10年保管が明記されておりましたが現在は原本について記載がありません。原本保管の義務はなくったのでしょうか? また14条3項につき、「ただし、証拠書類については、受注者が別に定める基準に従い、その全部又は一部の結果を公表することができる」とあるが、どちらが何を意味するのでしょうか? 左記のとおり指すのか、あるいは車両走行表やモニターによる記載が何を意味するのでしょうか?	はい。原本保管の義務はなくなりました。 省略できる証拠書類とは、PDF提出する書類ではなく、車両走行表やセミナーの出席者リスト等必要時に提出する書類等、経理処理ガイドラインに記載している、受注者側に保管を求める書類です。例えば、上記以外に、合意事例式における渡航日数確認できる書類、特殊備品の分担管理の実績等が該当します。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-4	一般業務費の確認で、抽出検査対象案件はどうのように選定するのですか? また業務実施案件の精算でどのくらいの割合ですか?	抽出検査の趣旨から、これに関する情報を公開することはできません。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-5	<2023年10月以降の公示案件、再委託費の為替差損について> 質問番号8-17-2で打合簿や契約変更是不要で精算可能にして回答いただいたおりますが、質問番号7-23-3では「現地再委託費による(航空費)から他の項目の費用だけではなく、他の項目から現地再委託費および旅費(航空費)への適用について、受注者の数量ではなく合計額が必要でなく、どこに回さないであります。今月末に現地開票に応える案件で、為替差損があり(契約金額は超えないため)費用開票で対応できる状況ですが、打合簿は不要でいいとか。これまで、2023年10月以前の公示案件では、いつも為替差損の打合簿を交わしていたこともあります。改めて確認させていただけますと幸いです。	ご質問は2023/9までの公示案件については、現地再委託費の為替差損の対応は旧ガイドライン適用のため、契約金額によるか否かにかかわらず、2者打合簿の取り交換をお願いします。 質問番号8-17-2については、現地再委託費の為替差損は打合簿が必要な点、回答修正します。なお、航空費は不要です。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-6	特別宿泊単価にかかる精算時期の必要書類について 実費精算ではなく、設定単価となっている場合、対象地域を証明するのに、ホテルの領収書は必要でしょうか。 あるいは宿泊地域の証拠として、月報また報告書での報告でよろしいのでしょうか?	特別宿泊料単価が設定単価の場合は、証憑は不要で、特別宿泊単価適用の日程を様式8備考欄に記載ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-7	経理処理ガイドラインで特殊備品費や車両開通費において以下の記載がありますが、ランサム型の契約の場合は受注者側で就労による労務管理や、就労表の取り付けは不要(費機構から提出を求められることはない)との理解でよいでしょうか? <特殊備品費> 日々の労務管理の実績の確認と記録を適切に行ってください。精算報告書に就労率を添付する必要はありませんが、適切に労務管理等が行われたと客観的に判断される書類(少なくとも雇用者の確認印またはサインを確保してください)を作成し、受注者にて保管してください。 <車両開通費> 運転手を雇用する場合、日々の労務管理や運行管理の実績の確認と記録を適切に行ってください。精算報告書に就労表や運行表を添付する必要はありませんが、適切に労務管理等が行われたと客観的に判断される書類(少なくとも運転手の確認印またはサインを確保してください)を作成し、受注者にて保管し、JICAより依頼があった場合には提出できるようにしてください。	ご理解の通りJICAへの提出は不要です。なお、ランサム型契約に実費精算方式が含まれる場合は、実費精算対象分は証憑を提出願います。	/
8. 経理処理ガイドライン	18単独型の扱い	8-18-1	単独型案件の見積書作成について、ガイドラインP50に「一般業務費は、JICAが業務で必要であると判断する場合に限り、公示において、見積書等への計上を指示します。」とあるが、主にアドバイザリー業務では、車両備上料の使用供与料などを除いては定額計上での表示がない場合が公示されている。この場合、プロポーザル提出時点に車両備上料はどのように見積書に計上されはいいか?	一般業務費は、JICAが契約に含める必要があると判断する場合に限り、公示において定額を示して見積書への計上を指示します。 公示に定額計上を指示していない場合は、別途JICAの在外事務所より臨時会計役を委嘱して現地での活動費ををお渡しする(その際はその旨を公示に記載します)が、事務所から直接支払ふことで対応します。	/
8. 経理処理ガイドライン	18単独型の扱い	8-18-2	<上記8-18-1の更正> 以下2件の質問のように、定額計上の額数が臨時会計役の委嘱についても記載がなく、 ・便益供与料や車両開通費は不要で精算可能にして回答いただいた場合は、 どのような考え方でありますか?	事務所が直接支払ふことを想定していると思われますが、契約交渉でご確認ください。今後、契約に含めない場合は公示に応対方法を明記するようにいたします。	/
8. 経理処理ガイドライン	19賛美報告書の電子提出	8-19-1	精算関係のクラウド化については、早急に進めているだけだと大変ありがたいと考えております。	一時期検討しておきました。精算システムの構築は、これまでの精算簡素化による効果および導入にかかる費用対効果を検討した結果、導入しないこととさせていただきました。	/
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-3	定額計上について、打合せ簿事例集では、予算額の確定(実費)、残額の確定(実費)について千円単位となっていますが、1円単位ではなくよいのでしょうか?	打合簿の単位は円(千円未満四捨五入)で記載し、1円単位で残したい場合は備考欄に記入ください。 「予算額確定の打ち合簿(実費精算方式)では、領収書ではなく見積根拠資料をご提出ください。 「残額確定の打ち合簿(実費精算方式)では、打合簿事例集の事例9の解説に記載あります。領収書類(領収書)の添付は不要です。領収書は本体契約精算時に提出ください。予算額/実績対比表は、該当する定額計上分のみを作成ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-9	精算報告書明細書については、現在は、業務従事者の從事計画・実績表については、「現地/国内」を合算したMM数を記載してあります。他方、2023年6月末以前公示分の見積書(精算報告書明細書)の範囲の箇所については、現地と国内のMMで分け記載する様式となっていますが、こちらの箇所も実績表に合わせて現地・国内とMMを合算した様式(最新の様式)を利用すると、ということになるでしょうか?	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理ガイドライン	21適用範囲	8-21-1	2024年3月28日に公開されました「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年4月追記版)」について、今回の追記事項について、適用時期はいつからになるか教示いただきたい。以下のいずれになりますか?	適用時期が明記されるもの以外は「①今後提出する精算書類については2023年10月以前の支出も遡って適用となる。 ②2023年10月以降に発生の費用に適用となる。 ③未お知らせの3月28日以降に発生の費用に適用となる。 ④4月1日以降に発生の費用に適用となる。 ⑤上記4通りの年月の公示案件に適用となる。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	02業務人月	8-02-4	質問番号8-02-2について、更問させていただきます。 「海外居住者が居住する場所及び通勤可能範囲で業務を行う場合は、現地業務だが1人月は20日となります。」ということですが、そうしまして海外居住者の業務は、業務地に限らず現地業務ということになり、稼働日20日で1人月の現地業務と拘束日30日で1人月の現地業務が生じるということになります。作業計画、月報では現地業務と準備業務を区別しませんが、人月を計算する上では区別する必要があるのですが、計算がややこしくなってしまいます。	ご質問の点については、ガイドラインにおける「業務従事者が居住地及び通勤可能範囲」での業務となる場合は「稼働日 20日で1人月」として算定します」とは、「業務従事者が居住地及び通勤可能範囲」での業務となる場合は「拘束日30日で1人月」現地業務)とはせずに「稼働日20日=1人月」(準備業務)として取り扱うとの趣旨です。また、見積書の報酬シートへのご指摘、ありがとうございます。業務人月については、「国内」を「準備」に変更させていただきます。	○
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-18	コサルタクト等契約における経理処理ガイドラインp13に記載があります、以下の2点について確認させていただきたく、よろしくお願いします。 1. 2023年10月以降は、契約金額全体を超えない範囲で受注者の裁量で変更可能であるため、その範囲内であれば「打合簿の取り交わしは不要。証拠書類附属書に理由を記載のこと」については対応不要と理解しましたが、間違いないでしょうか? 2. 2023年9月末以前の公示で契約を締結している案件は、旅費(航空賃)の精算金額が契約金額の旅費(航空賃)を超過する場合においても、契約の成立に基づき、正当な理由による変更、追加である旨が記載されると理解しています。しかし方針によっては、契約の成立時に契約金額単価が超過してしまうが、理由については、各会社によって異なる場合が多いと理解しています。契約金額を超過した理由を理由書として1枚まとめて記載することが省力化、簡素化の点で適切と考えますが、いかがでしょうか?	1. 2ともにご理解のとおりです。次回、ガイドライン修正時に修正するようにします。 2. はい。直接航空会社から航空券を購入することも可能です。 また、旅費(航空賃)の内部が領収書に明記されていることが必要ですが、記載されてなくても精算可能となります。	○
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-19	航空費が実費精算の場合、経理処理ガイドラインには「証拠書類は、e-ticketと旅行代理店等からの領収書としまして」と記載しておりますが、金額を抑えたまま、旅行代理店に直さず、直接航空会社から航空券を購入してもよろしいでしょうか? 他の場合も、旅費(航空賃)の内訳(航空券代、運賃・特急料金代金算、航空保安料、燃油特別付帯料金、空港税、航空券サービス施設使用料(税抜)、旅客保安料(税抜)、発券手数料(税抜))が領収書に明記されていることが必要でしょうか? 特に海外の航空会社の場合、内訳の記載された領収書を発行してもらいうことが難しいのですが、そういう場合は、こちらで内訳を補記すればよろしいでしょうか。	はい。直接航空会社から航空券を購入することも可能です。 また、旅費(航空賃)の内部が領収書に明記されていることが必要ですが、記載されてなくても精算可能となります。	○
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-1	経理処理ガイドライン別添資料3の特別宿泊単価のうち、領収書による実費精算となる地域がございますが、その場合、夕食代や朝食代、宿泊に伴う諸雑費は精算対象になりますでしょうか。	2024年4月の改正時に、どちらも「継続契約の打合簿承認日において」に修正しました。	○
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-5	経理処理ガイドラインP4、「なお、複数の契約履行期間に分割して契約書を締結する場合であって、当初契約時には「競争影響圏・地域」だったものの、継続契約の打合簿承認日において業務対象圏・地域が「競争影響圏・地域」から外れている場合は、継続契約の締結日において、「競争影響圏・地域」に新たに指定された場合」の適用可否が異なります。	契約中に加算料金/片道運賃の変化が生じた場合ですが、契約途中で報酬単価を変更することは、公示での操作が変わってしまうため正しくないとの判断から、報酬金額のいずれの場合にも対応せず、当初契約の単価のままであるものの、継続契約で新たに報酬単価を変更する際は、その適用について見直し、継続契約の「打合簿承認日」を基準として過去の要否を判断することになります。	○
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-7	<上記8-04-1・8-04-5への要問> 本邦では現地業務開拓に含む地図を含む。)の宿泊費を賄うための旅費であり、具体的には、宿泊料金、夕食代、朝食代及び宿泊に伴う諸雑費を充てられたための経費です。」といふ記載につきまして、この夕食代、朝食代の2900円/泊の定額精算が可能なのは、どの時点から今までありますか。	本ルールの適用は2023年1月9日以後の宿泊費とします。また、11月6日以前の宿泊費については、夕食代に2,900円と記載する場合に、旅費(航空賃)の内訳に「食事費」の分を算入して精算可能となります。本ルールにより、契約金額から50万円以上超える場合は変更契約を行います。50万円未満の場合は精算時に對応しますので証拠書類に記載して頂くください。ガイドラインも修正しました。	○
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-8	<上記8-04-1, 8-04-5, 8-04-6への要問> 新規、タクシードの定額適用につきましては、宿泊費実費精算条件の全案件が対象か、また、契約金額を超えての精算が可能なのか、確認させていただきたく、よろしくお願いいたします。	特別宿泊単価のうち、実費精算対象としている全案件を対象とします。50万円を超える増額となる場合には事前に契約変更手続きをとるようお願いします。	○
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-20	国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を経由し業務対象空港まで一連のチケットとして購入した場合の日当、宿泊費の請求対象について。 経理処理ガイドライン1ページ【表6:格付／渡航地域別航空券クラス】の注記5の内容ですが、2022年4月改訂時に、注記5経路地にて日当を跨ぎ、6時間以上滞在せざるを得ず、ホテルに滞在する場合は宿泊費対象となります。現在のガイドラインでは、その記載内容は削除され、「海外居住者については、居住地から業務地までのフライト時間についての記載」になっています。 2022年4月のガイドラインの日当、宿泊費に関する扱いについてはどうなるのでしょうか? 例えば、閑空—羽田—業務地 のチケットを購入したが、閑空—羽田—羽田乗り換え時に1泊する必要が出てきた場合、通常のMMIに含めて日当・宿泊費を計上可能ということでよろしいでしょうか。	旅費(その他)については、実際の旅程に関わらず一律で日当-2泊分(一部の国については-1泊分)にて計算しております。国際空港以外の空港を発着地とする場合についても、同様に日当-2泊分(一部の国については-1泊分)の宿泊費の計上としてください。	○
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-22	<上記8-04-1への要問> 10-04-4のとおり、とご回答いただきましたが、10-04-4は航空費の取扱いについての内容です。航空費の精算対象は、国際便の発着日ではなく、業務のために国内移動を開始・終了した日が対象だとお認めいただけますと理解しております。 他方、宿泊費についてガイドラインでは、「日当・宿泊費を計上できる期間は、出発日は搭乗国際便離陸時刻を含む日を開始日とし、帰着時は搭乗国際便到着時刻を含む日を終了日としたします。したがって、出発日前日及び帰着日前日は宿泊料、出発日前日及び帰着日翌日の日当は計上できません。」と記載があり、これまで航空費と同様の解釈で扱うべきであると認識しております。国際便は、航空券購入時になく、業務のために国内移動を開始・終了した日を日当・宿泊費の対象期間とお認めたため、ガイドライン改訂の対応をお願いされることは幸いです。	次回ガイドライン改訂時に反映いたします。	○
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-5	一般業務費のセミナー実施連携費について、経理処理ガイドライン19では、「セミナー等(研修)を含む。以下同じ)の昼食・飲料費用を精算対象とすることができます。昼食代はセミナー等を全日開催した場合に計上可能ですが、がタクシーやアルルームの計は認めません。」と記載されていますが、宿泊を伴うセミナーの場合は、夕食代、朝食代の精算も可能でしょうか。	セミナー参加者への支払いとして回答します。宿泊を伴うセミナーの場合は、宿泊料の精算も可能であり、また「宿泊料」は宿泊料金・夕食代・朝食代及び宿泊に伴う諸雑費に充てられるための経費ですので、宿泊代に夕食代、朝食代が含まれていない場合は別途夕食代、朝食の精算も可能です。	○
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-8	ガイドラインp21(直接経費)(8)費資): 海外送金手数料につき、「条件終了時に作成する一般業務費支出実績総括表に①②を区分して記載してください。」との記述を区別する必要性は何か?原担当者によれば①②を区分するよう求められるが、簡素化の観点で区分別している意義が不明。	海外送金手数料は、その他原価として報酬に含めているため精算対象ではありませんが、例外対象として①について、高額送金として手数料の計上を認めます。 ②について、少額の定期送金にかかる手数料を出来認めていなかったところ、コロナ流行時から海外送金の件数増加に伴い、送金手数料の負担が増加していること、という受注者からの声に対応するため、①とは区別して一定程度の金額を認めるように設定したものです。今後、①②の区別の取扱いについては簡素化を検討致します。	○
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-9	質問1:過去の経理処理ガイドラインに従って中間支出確認で計上しなかった海外送金手数料があり、その分を含むと現行ガイドライン例外②に該当する場合、その分も含めて最終精算時に計上することは問題無いでしょうか。 質問2:また、計上可能な場合、中間支出確認を受けた期間内の証憑については最終精算時に別途該当費目にて追加提出すれば問題無いでしょうか。 質問3:受注者が日本国内から現地口座に資金を送金する際の銀行手数料につきましても、現行ガイドラインでは例外①または②に該当すれば計上可能と考えてよろしいでしょうか。	①本項目は新ガイドラインで説明を明確化したもので、ルールの趣旨の変更是ありませんので、新ガイドラインに沿って計上可能です。 ②ご理解のとおりです。 ③日本国内から受注者が有する現地口座に資金を送金する場合は、本項で定める「海外送金」の取扱いとはならず、「その他原価」になりますので、計上できません。	○
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-12	2024年7月追記版P9の資料で翻訳費について、「英文⇒和文の翻訳費は対象外です」と追記されていますが、2022年10月追記版に降り来不可とい記述が削除され、以下のリンク先通り、英文の翻訳費も計上可とされています。今回変更となった理由は何ででしょうか?従来と異なる運用がなされる場合、変更がわかるように記載いたたいて下さい。 https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/quotation_past.html	英文⇒和文の翻訳費は、日常の業務では対象外ですが、セミナー資料等一定分量の資料については認めるという意図です。ご指摘の箇所は混乱を招く記載となっていましたので、次回改定で修正いたします。	○
8. 経理処理ガイドライン	06報告書作成費	8-06-1	5. 報告書作成費 部数が増える場合や、提出期限を延長している場合などの対応について、ガイドラインだけでは理解できません。 「直接経費」の精算(会員単位式)車両関連費や雜費等で、会員単価の場合、実績を確認するものが必要とありますか、実績精算と同じように領収書の提出が必要になるのか。具体的な確認方法や必要書類はなにか。 参考資料5:精算チェックポイント 更新をお願いします。	・契約が「実費精算契約」の場合、契約管理ガイドラインp14に記載されているとおり、「報告書の部数変更や成果品の履行期間内での提出期限の延長については、打合簿にてご対応ください(実費精算契約の打合簿等事例19-20をご参照ください)。なお、部数変更により増額となる場合は、まずは費目間流用で対応を検討いただき、それでも不足が生じる場合は契約変更となります。契約が「ランプナム契約」の場合、「履行期間内の成果品提出期限はランプナム契約の打合簿等事例17をご参照ください」。報告書の部数変更は、JICA専用報告書部数変更の指示があり、経費が増額になる場合は変更契約となります。 ・QCBSは車両関連費、通信費等を会員単価で算出した場合は、契約時に車両関連費、通信費等の合算金額を現地法人月(又は人月)等で除して1人月(又は1人日等)あたりの会員単価を算出し、精算時には人月(又は人日)の実績に基づき精算額を確定しています。また、精算チェックポイントの更新は対応致しました。	○
8. 経理処理ガイドライン	10見積書株式	8-10-1	見積書様式について伺いたいのですが、エクセル上ではパニアニーギニアがA地域に分類されるのですが、パニアニーギニア圏は大洋州(パラオ・ミクロネシアを除く)のB地域であったかと思います。	ご指摘ありがとうございます。 設定している勘数に誤りがありましたので、修正の上、HPに掲載します。 修正版掲載前の見積書提出については、お手数ですが、手修正頂きますようお願いします。	○
8. 経理処理ガイドライン	10見積書株式	8-10-2	ガイドラインの記載と様式での表示に齟齬があり、確認をしたくご照会いたします。 見積に計上する航空券のクラスにしまして、現行ガイドラインの規定ですと、大洋州地域はパラオ、ミクロネシアを除く国々でB地域と定義され、特号1号式ではビニスクラスの料金が認めらるるものと理解しております。 しかしながら、コロナバーゲルの見積書の料金では、旅費(航空料、その他)で国名を入力しますと、パラオ、ミクロネシア以外の大西洋圏でもパニアニーギニアのA地域として自動的に選択されてしまいます。 パニアニーギニアでは、過去数年ほど運行便は運航しておらず、航空時間も8時間以上かかっていますので、B地域となる認識なのですが、ご確認いただけますでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。4月11日付、修正版掲載です。	○
8. 経理処理ガイドライン	11見積もり根拠	8-11-3	V. 質問交渉における見積額の確認(企画競争の場合) V. 質問交渉における見積額の確認(企画競争の場合) 2. 直接経費の額について「3) 価格競争を行っている費用は、見積根拠の提出不要とする。」とあります。一方で別添資料4「見積根拠資料提出時の留意事項」には「店頭やインターネット上で価格の比較・比較が可能なもので単価10万円を超えない場合は見積根拠資料の提出を省略します。」となっています。上限金額内では定額料金や別見積り以外は価格競争となると認識しておりますが、その場合見積根拠の提出は不要ということでよろしいでしょうか。	企画競争説明書のうち、QCBSは価格競争を行っていますので、見積根拠の提出は不要となります。そのため、ご指摘の別添資料4は適用除外となります。それらが明確になるように、ガイドラインの該当箇所2カ所を以下の通り修正するようになります。 1. (P.31)V.2.3の記載を以下のとおり修正します。 QCBSは価格競争を行っていると、見積根拠の提出不要とする。(以下省略) 2. 別添資料4:「見積根拠資料提出時の留意事項」の冒頭記載を以下のとおり修正します。 QCBSにおいては、見積根拠の提出はプロポーザル提出時もしくは契約交渉順位結果通知のいずれでも結構です。(以下省略)	○
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-2	業務部分完了届の添付書類2「業務従事者の従事計画・実績表」について伺います。 該付添付の業務従事者の従事計画/実績(実費精算契約)は新しいフォームとなっておりますが、部分完了届の添付書類1には「日オームでの従事計画・実績表が作成が必要でどうか」 こちら、部分完了時に「日オームでの従事計画・実績表の作成が必要でどうか」とあります。 また、研修時に提出する「従事計画・実績表」について「日オームでの従事計画・実績表の作成が必要でどうか」 とありますが、打合簿事例に付した3者確認する事例がございません。研修用の支払計画書の様式はございませんでしょうか。またこちらの打合簿契約額と合算合100円として構成するものでどうでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。 部分完了届の添付書類11は修正済です。	○
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-4	コサルタクト等契約における研修へ実施ガイドライン2024年2月、PS「複数回の研修へい事業がある場合に、これら業務をまとめて1つの契約とする」とも可能ですが、その場合は、各回の研修へい事業の完了時に部分払とすることができます。部を設けるため、計算がややこしくなってしまいます。 また、見積書の報酬シートへのご指摘、ありがとうございます。業務人月については、「国内」を「準備」に変更させていただきます。	予算の適切な管理の観点から、各研修終了後に部分払いを原則行うこととし、支払い計画書は不要とします。ガイドラインも追って修正するようになります。	○

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	18単独型の扱い	8-18-2	コンサルタント等契約(単独型)で調査業務約款が適用される案件に問い合わせ、応札時の見積書において消費税の記載は必要でしょうか。	応札時の見積書では、ご指摘のとおり消費税の記載は不要です。様式は修正済です。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-1	新規策では、旧案件も含め航空賃と現地再委託費以外であれば、契約金額全体におさまっているかぎり自由に流用しよいとなっています。ということは今後は様式5は提出不要といつ理解でよいでしょうか。或いは流用の実事の確認として添付が求められますか。その場合も少なくとも参考上限額が必要ないと差し支えがでよう。	様式5流用明細は不要です。更新にて削除致しました。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-2	個人や車両、事務所借り上げ等は、基本的に月を単位とする契約です。結果的に200万円を超えても添付は不要となりますか?	月額が200万円未満でも総額が200万円を超える契約は契約書添付は必要です。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-4	①精算報告書に合て定額計上経費を打合簿を取り交わしてランプサムにした場合、どのように報告するのでしょうか? QCBSの合意単価になり、様式4の精算書に総額(打合簿で確認した確定額)を入れただけでよいでしょうか。 ②契約金額相当計算書について ③一般業務費の合意単価や、定額計上経費を打合簿を取り交わしてランプサムにした費用について、どのように計上するのでしょうか? 当該部分払いの対象月までに完了したところまで適宜計上すればよいでしょうか?	①ご理解の通りです。様式4内訳書の記載例は以下の通りです。 例:一般業務費 (実費精算分) (ランプサム金額分) ②ご理解の通り、合意単価や、定額計上経費も含め、当該部分払いの対象月までに完了したところまで適宜計上してください。 上記について、様式への反映も行いました。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-5	大項目間(報酬と直接経費)の目別間用については事前に監督課員様へご説明申し上げることとなっています。精算時に承認いただいたことの証明が必要なものと考案しますが、特別な様式などありますか。メールのコピーを添付するの方法はよろしいでしょうか。ランプサムした費用について、どのように計上するのでしょうか? 当該部分払いの対象月までに完了したところまで適宜計上すればよいでしょうか?	監督課員への事前説明はご理解の通りです。費目間用に関して、精算時に必要な様式や提出書類等はありません。事前説明した旨は、月報等でご報告ください。大幅な変更でなければ、月報で報告していただいくのも結構です。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-6	https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guide/consultant/guide_g.html に掲載されています以下の支払い計画書の図が埋められているようです。 模式式4:支払計画書 支払計画書4-1(購入期間1ヶ月超れない)(Word/17KB) 支払計画書4-2(購入期間1ヶ月超れる)(Word/15KB)	支払い計画書はエクセル様式に変更のうえ、リンクを修正しております。2024年7月3日午後に差し替えを完了しましたので、再度のご確認をお願いいたします。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-7	7月改訂版が公開されましたか、様式4支払計画のワードファイル(2407.4-2, 2407.4-3)が壊れていますか? ご確認いただけますでしょうか?	支払い計画書はエクセル様式に変更のうえ、リンクを修正しております。2024年7月3日午後に差し替えを完了しましたので、再度のご確認をお願いいたします。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-8	一般競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)の精算報告書について、様式2 経費確定(精算)報告書・内訳詳細は2023年10月以降の公示件に対応していないよう思います。ご確認のうえ、表示いただけますでしょうか。精算にあたり企画競争(QCBS-ランプサム型含む)の様式4-20 精算報告書(2024年3月版)の契約金額精算報告書内訳書を使用してよろしいでしょうか?	精算のとおり一般競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)の精算報告書の様式2 経費確定(精算)報告書・内訳詳細に2023年10月公示分以降に対応する様式を追加するようになります。それまでは、「企画競争にあたり企画競争(QCBS-ランプサム型含む)の様式4-20 精算報告書(2024年3月版)の契約金額精算報告書内訳書を使用してよろしいでしょうか?	○
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-2	6/24説明会資料P.13, 9:現行ガイドラインでは「発券手数料は、税抜で航空券代の5%を上限とします。」との規定がありますが、2024年7月以降はこの規定自体が削除されるのでしょうか?	当該規定は残ります。→2024年10月改訂版で削除しています。	○
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-6	最も安価な航空券の使用に伴う賃替対応費用をプロポーザル時点位で算出することから、見積書についても費用を算出できようように様式をご変更頂いたかと思いますが、HPで公開されている見積書様式は「企画競争(QCBS含む)」案件のみ賃替対応費用が算出できるものとなっております。	ご指摘有難うございます。見積書様式修正版を7月31日にホームページに掲載済みです。お知らせは追々掲載予定です。	○
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-7	7月に導入された「最も安価な航空券の利用」に関する質問です。 ①この改訂内容は? ②JICAは、正規割引運賃のうち、原則、精算時点位最も安価なもの(払い戻しや日程変更ができない等条件が厳しいもの、又はもししくないすれば不可のもの)が該当との想定)以下最も安価な正規割引運賃で上限額(支定額等)を精算。」 ②本施策に伴い、企画競争案件の見積書の様式が変更されている(航空券小計+賃替対応費用10% = 航空賃总额となつた)。 ③一般競争入札/QCBS-ランプサム型案件に変更はなく、従来の様式を使用することとなっています。 企画競争、ランプサムとともに、貴機構の構算根拠が「最も安価なもの」となるのであって 企画競争者としては「JICA」の額限(想定額内に応札額がおされれば、応札者の判断で航空券を選択できる」と理解しております。(10%を計算するか否かも含めて応札者の判断)。 現在公示されているランプサム案件の中には、下記の記述を含むものがあります。③であれば、10%加算の様式ではないのですが、加算が求められていますか? ④では「10%を計算する」ということであります。 【以下、企画競争説明書からの抜粋箇所】 (6) 旅費(航空賃)について 企画競争の経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。 扶養不可・日程変更不可等の条件で貴機対応や変更手数料の費用(賃替対応費用)として航空賃を見積もってください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。	・ご理解の通りです ・QBS,QCBS、及び総合評価落札方式とともに、ご提案時に航空賃に賃替対応費用の要否を検討いただき、適宜ご提案いただければ結構です。なお、賃替対応費用を含める場合の割合は10%でお願いします。 今回のご質問を受けて、企画競争説明書・入札説明書のうち、航空賃として以下の通り記載を統一させていただきます(次回公示分の2024年9月4日分以降から以下の通り修正するようになります)。 (修正後)航空賃について ①旅費(航空賃)について 扶養不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の賃替対応や変更手数料の費用(賃替対応費用)を加算するこれが可能です。賃替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。	○
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-8	<上記10-01-6との更問> 上記のとおり、一般競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)/QCBS-ランプサム型案件の航空賃箇所の見積書様式を修正頂きましたが、企画競争(QCBS含む)案件と一緒に競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)/QCBS-ランプサム型案件で見積書における賃替対応費用の算出方法が異なっています。企画競争案件は航空賃の全体金額に賃替対応費用10%を算出する様式となります。修正頂いた一般競争入札案件の見積書は1渡前の航空賃に賃替対応費用を加算した単価を記載する様式になっています。 企画競争と一般入札案件の見積書が異なるため、どちらかに統一した方がよろしいかと思いますが、如何ですか? JICAの事前の説明会より、賃替対応費用は「見積書の航空券の全体金額に賃替対応費用10%を加えて合算した契約金額の範囲で手配する」とご説明頂いたかと思いますので、企画競争案件の見積書と合わせて頂いた方がコントロール側としても賃替対応費用の上限を防げるかと思います。(企画競争説明書において「賃替対応や変更手数料の費用(賃替対応費用)として航空賃の10%を加算して航空賃を見積もってください」と記載されておりますので、航空賃の全体から賃替対応費用を算出して頂いた方がよろしいかと思いました。)	QBS,QCBS、及び総合評価落札方式とともに、ご提案時に航空賃に賃替対応費用の要否を検討いただき、適宜ご提案いただければ結構です。なお、賃替対応費用を含める場合の割合は10%でお願いします。 なお、今回のご質問を受けて、企画競争説明書・入札説明書のうち、航空賃として以下の通り記載を統一させていただきます(次回公示分の2024年9月4日分以降から以下の通り修正するようになります)。 (修正後)航空賃について ①旅費(航空賃)について 扶養不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の賃替対応や変更手数料の費用(賃替対応費用)を加算するこれが可能です。賃替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。	○
10. 最も安価な航空券の使用	04精算時の扱い	10-04-3	2024年6月までの経理処理ガイドラインでは、航空賃が実費精算の場合、旅行代理店の変更・取消手数料は、1回の変更につき上限が5,000円(税抜)となっていましたが、2024年7月改訂版では、こちらの記載がないことから、旅行代理店の変更・取消手数料には上限を設けないとの理解でよろしいでしょうか。 その場合、精算報告書明細書の様式10証拠書類附属書(航空賃)の注記からも、「*旅行代理店の取扱変更手数料/取扱取消料は、1件につき5,000円(税抜)を上限とします。」との記載を削除していただけますと幸いです。	ご理解の通り旅行代理店の変更・取消手数料には上限は設けないため、経理処理ガイドラインから記載を削除しております。	○